

PROVERB

特別

478

大英國
北英國

聖書會社

聖書約

箴言

大日本神戶市江戶町九拾五番

BRITISH & FOREIGN BIBLE SOCIETY

AND

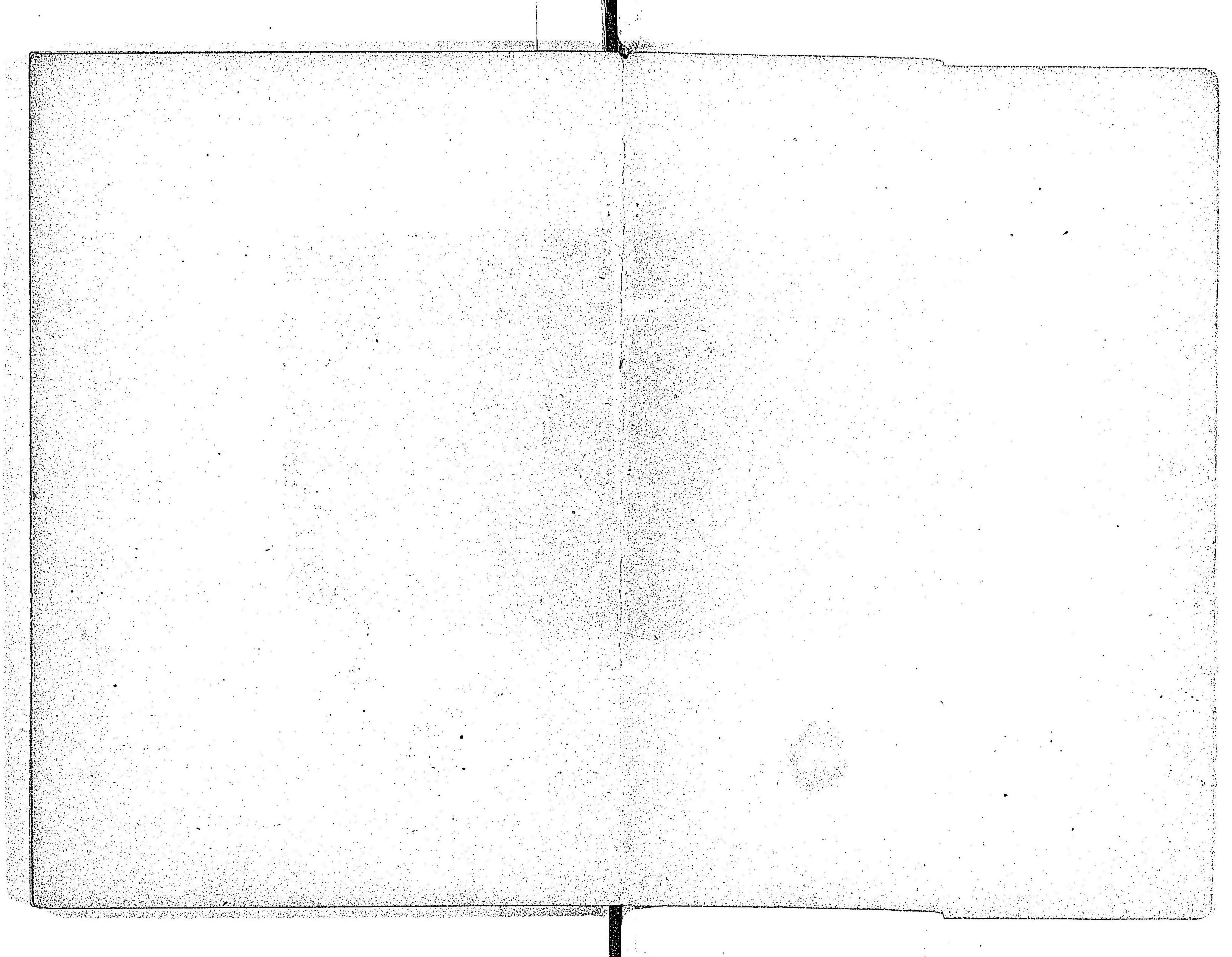
NATIONAL BIBLE SOCIETY

OF SCOTLAND

No. 5 Type.

KOBE, JAPAN.

1912.



PROVERBS.

大英國
北英國

聖書會社

舊約
聖書

箴言

大日本神戶市江戸町九拾五番

BRITISH & FOREIGN BIBLE SOCIETY

AND

NATIONAL BIBLE SOCIETY

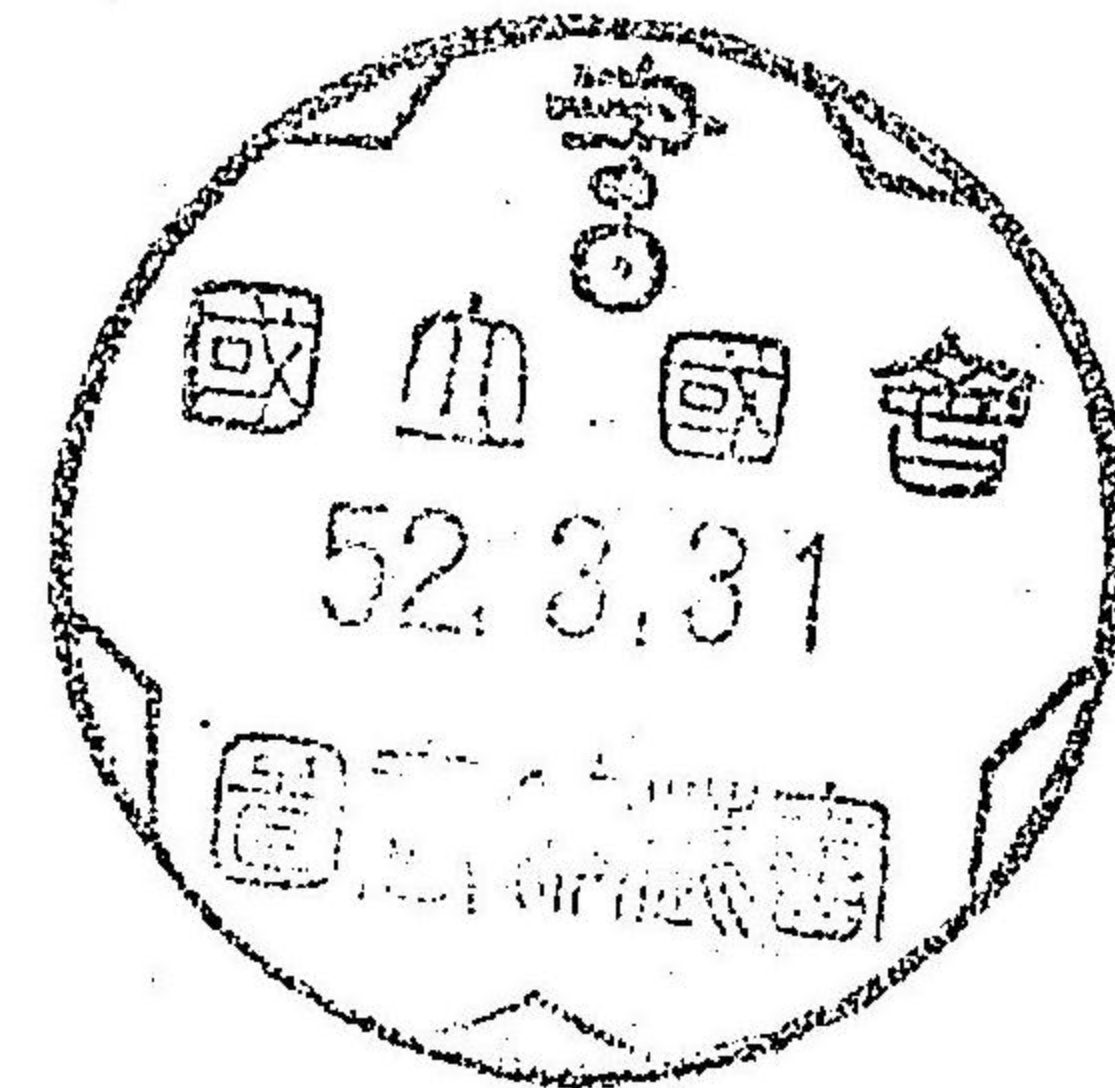
OF SCOTLAND

No. 5 Type.

KOBE, JAPAN.

1912.

特71
478



77W10500

箴言

二一 箴言ダビデの子イスラエルの王ソロモンの箴言ニこの人に智慧と訓誨
 三 ことをえらしめ哲言を曉らせ三三とさ訓と公義と公平と正直とをえしめ
 四 拙者にさとりを與へ少者に知識と謹慎とを得させん爲あり五 智慧ある者
 五 之を聞て學にすくみ、哲者と智略をうべし六 人これによりて箴言と譬
 六 喩と智慧ある者の言とりの隠語とを悟らん七 エホバを畏るるは知識の
 七 本なり、愚なる者の智慧と訓誨とを輕んず八 我が子よ汝の父の教をきけ、
 八 汝の母の法を棄るとなかれ九 これ汝の首の美しき冠となり汝の項の妝飾
 九 とあらん〇十 わが子よ惡者なんぢを誘ふとも從ふことなかれ十一 彼等あ
 十 ぢにむかひて、請ふわれらと偕にきたれ我儕まちぶせして人の血を流し
 十一 無辜ものを故なきに伏てねらひ十二 陰府のごとく彼等を活たるまゝにて吞
 十二 み、壯健なる者を墳に下る者のごとくになさん十三 われら各様のたふとき
 十三 財寶をえ、奪ひ取たる物をもて我儕の家に盈さん十四 汝われらと偕に鐵を

十五 ひけ我儕空どもに一の金囊を持べしと云ども我が子よ彼等どもに途
 十六 を歩むことおかれ、汝の足を禁めてるの路にゆくこと勿れ十六うの彼らの
 十七 足の悪に趨り血を流さんとして急げをあり十七(すべて鳥の眼の前にて羅を
 十八 張の徒勞あり)十八 彼等とおのれの血のために埋伏し、おのれの命をふし
 十九 てねらふ凡て利を貪る者の途のかくの如し、是の持主をえて生命を
 二十 うしなとえむるなり○二十 智慧外に呼り衢に其聲をあげ三 熱鬧しき所に
 二十一 さけび城市の門の口邑の中にするの言をのべていふ三 なら拙者のつた
 二十二 ちきを愛し、嘲笑者のあざけりを樂み、愚なる者の智識を惡むの幾時ま
 二十三 で不や三 わが督斥にえたがひて心を改めよ、視よわれ我が靈を汝らに
 二十四 とぎ我が言をなんぢらに示さん○三 われ呼たれども汝らこたへず、手を
 二十五 伸たれども願る者なく三 五 かへつて我がすべての勸告をすて、我が督斥を
 二十六 受ざりしに由り三 われ汝らが禍災にあふとき之を笑ひ、汝らの恐懼きた
 二十七 らんとき嘲るべし三 七 これの汝らのおうれ颯風の如くきたり、汝らのはる

二八 び颯風の如くきたり、艱難とかなしみと汝らにきたらん時なり三 九 のど
 二九 き彼等われを呼ばん、然れどわれ應へじ、只管に我を求めん、されど我
 三〇 に遇じ三 九 かれら知識を憎み又エホバを畏ることを慨ばず三 十 わが勸告従
 三一 えず凡て我が督斥をいやしめたるによりて三 一 己の途の果を食ひおのれの
 三二 策略に飽べし三 拙者の違逆のおのれを殺し、愚なる者の幸福のおのれを
 三三 滅さん三 三 されど我お聞もの平穩に住ひかつ禍害にあふ恐怖なくして安
 然ならん
 一 我が子よ汝もし我が言をうけ我が誠命を汝のこころに藏め二 斯て
 二 汝の耳を智慧お傾け汝の心をさとりおむけ三 もし知識を呼求め聰明をえ
 三 んと汝の聲をあげ四 銀の如くこれを探り、秘れたる寶の如くこれを探
 四 五 汝エホバを畏ることを曉り神を知ることを得べし六 うのエホバの智
 五 慧をあたへ、智識と聰明とりの口より出ればあり七 かれの義人のために
 六 聰明をたくはへ直く行む者の盾となる八 うの公平の途をたもちうの聖徒

九 九の途すぢを守りたまへばあり九 斯て汝のつひに公義と公平と正直と一切
 十 の善道を曉らん十 すあいち智慧あんぢの心にいり知識あんぢの靈魂に樂
 十一 しからん十一 謹慎なんぢを守り聰明なんぢをたもちて十二 惡き途よりすくひ
 十二 虚偽をかたる者より救せん十三 彼等の直き途をはなれて幽暗き路に行み
 十三 惡を行ふを樂み、惡者のいつそりを悦び十五 爾の途のまがりろの行爲の邪
 十四 曲なり十 聰明のまた汝を妓女より救ひ言をもて諂ふ婦より救せん十七 彼の
 十五 わかき時の侶をすて、ろの神に契約せしことを忘るゝなり十八 爾の家
 十六 に下り、ろの途の陰府に趣く十九 凡てかれにゆく者の歸らず、また生命の
 十七 途に達らざるなり二十 聰明汝をたもちてよき途に行ませ義人の途を守らし
 十八 めん三ろの義人の地にあらへをり、完全者の地お止らん三 されと惡者
 十九 の地より亡ばされ、悖逆者の地より拔さらるべし
 二十 **第三章** 我が子よわが法を忘るゝなかれ、汝の心にわが誠命をまもれ二さ
 二十一 らば此事は汝の日をながくし生命の年を延べ平康をなんぢに加ふべし三

四 仁慈と眞實とを汝より離すことなかれ、之を汝の項にむすび、これを汝
 五 の心の碑にしるせ四 さらばあんぢ神と人との前に恩寵と好名とを得べし
 六 汝こゝろを盡してエホバに倚頼め、おのれの聰明に倚るとなかれ六 汝
 七 すべての途にてエホバをみとめよ、さらばなんぢの途を直たまふべし
 八 自から見て聰明とする勿れエホバを畏れて惡を離れよ八 これ汝の身に
 九 良薬とあり汝の骨に滋潤とあらん九 汝の貨財と汝がすべての産物の初生
 十 をもてエホバをあがめよ十 さらば汝の倉庫のみちて餘り、汝の酒醴の新
 十一 き酒にて溢れん〇十一 我子よなんぢエホバの懲治をかるんずる勿れ、ろの
 十二 譴責を受けるを厭ふと勿れ十二 爾れエホバはりの愛する者をいましめたまふ、
 十三 わだかも父のろの愛する子を譴むるが如し十三 智慧を求め得る人および聰
 十四 明をうる人の福なり十四 爾は智慧を獲るの銀を獲るに愈り、ろの利の精金
 十五 よりも善けれなり十五 智慧の眞珠よりも貴し、汝の凡ての財寶も之と比
 十六 ぶるに足らず十六 其右の手に長壽あり、ろの左の手に富と尊貴とあり

十七 道の途の樂き途なり、道の徑すぢは悉く平康し、これの執る者に生
 命の樹なり、之を携ふもの福なり、十九 エホバ智慧をもて地をさだめ、聰明
 をもて天を置たまへり、二十 道の知識によりて海洋のわきいで、雲は露を
 そぐなり、三十一 我が子よこれらを汝の眼より離す勿れ、聰明と謹慎とを守れ
 三十二 然るこれの汝の靈魂の生命となり、汝の項の妝飾とならん、三十三 かくて汝
 やすらかに汝の途をゆかん、又あんなの足つまづかじ、三十四 なんぢ臥るとき怖
 るゝところあらず、臥るとき酩酊く睡らん、三十五 なんぢ猝然ある恐懼をおろれ
 三十六 悪者の滅亡きたる時も之を怖るまじ、三十七 道のエホバの倚頼むものに
 して汝の足を守りてとらされしめたまひざるべけれをなり、三十八 汝の手善を
 なす力あらむ之を爲すべき者に爲さざること勿れ、三十九 もし汝に物あらば汝
 の鄰に向ひ去て復來れ明日われ汝に予へんといふなかれ、四十 汝の鄰なんぢ
 の傍に安らかに居らむ之にむかひて惡を謀ること勿れ、四十一 人もし汝に惡を
 爲さずば故なく之と争ふと勿れ、四十二 暴虐人を羨むことなく、道のすべての

三十三 途を好むすることなかれ、三十四 道の邪曲なる者はエホバに惡まるれをなり、
 三十五 されど義者は道の親き者とせらるべし、三十六 エホバの呪詛は惡者の家にあり、
 三十七 されど義者の室にかれにめぐまる、三十八 彼は嘲笑者をあざけり、謙る者に恩
 惠をわたへたまふ、三十九 智者の尊榮をえ、愚なる者の羞辱之をとりさるべし
 四十 第四節 小子等よ父の訓をきけ、聰明を知らんために耳をかたむけよ、二われ
 善教を汝らにさづくわが律を棄ることなかれ、三 われも我が父に子にし
 て我が母の目に獨の愛子なりき、四 父われを教へていへらく我が言を汝
 の心にどめ、わが誠命をまもれ、然らば生べし、五 智慧をえ聰明をえよ、
 六 これを忘るゝなかれ、また我が口の言に身をわらむくゝるなかれ、七 智慧をす
 つることなかれ彼なんぢを守らん、八 彼を愛せよ彼なんぢを保たん、九 智慧
 は第一なるものなり、十 智慧をえよ、凡て汝の得たる物をもて聰明をえよ
 十一 彼を尊とべ、さらそ彼なんぢを高く擧げん、もし彼を懐かむ彼汝を尊
 榮からえめん、十二 かれ美き飾を汝の首に置き、榮の冠弁を汝に予ん、十三 我

十一 子がよきけ、我が言を納よ、さらば汝の生命の年おはからん^{十一}われ智慧
 十二 の道を汝に教へ、義き徑筋に汝を導けり^{十二}歩くとき汝の歩の艱まず、趨
 十三 るときも蹶かじ^{十三}堅く訓誨を執て離すこと勿れ、これを守れ、これに汝
 十四 の生命なり^{十四}邪曲なる者の途に入ることもなかれ、悪者の路をわゆむこと
 十五 なかれ^{十五}これを避よ、過ること勿れ、離れて去れ^{十六}うの彼等の惡を爲さ
 十六 られ^{十六}睡らず、人を蹶かせざれをいねす^{十七}不義のパンを食ひ暴虐の酒を
 十七 飲め^{十七}なり^{十八}義者の途の旭光のごとし、いよく^{十八}光輝をまして晝の正午
 十八 にいたる^{十九}悪者の途の幽冥のごとし、彼ら^{十九}の躓くものなみなるを
 十九 知るなり^{二十}わが子よ我が言をきけ、我が語るところに汝の耳を傾け
 二十 よ^{二十}これを汝の目より離すこと勿れ^{二十一}汝の心のうちに守れ^{二十一}是の之を得る
 二十一 もの^{二十二}生命にしてまた^{二十二}の全体の良薬なり^{二十三}すべての探守べき物よりも
 二十二 まさりて^{二十三}汝の心を守れ、^{二十四}うの生命の流これよりいづればなり^{二十四}虚偽の口
 二十三 を汝より棄さり^{二十五}惡き口唇を汝より遠く^{二十五}なせ^{二十五}汝の目の正く視、^{二十五}汝の眼

二六 驗之汝の歩を真直に視るべし^{二六}汝の足の徑をかながへはかり、汝のすべ
 二七 ての途を直くせよ^{二七}右にも左にも偏ること勿れ^{二七}汝の足を惡より離れしめ
 二八 よ
 二九 **箴言**我が子がよわが智慧をきけ、汝の耳をわが聰明に傾け^{二九}まかしてな
 三十 んぢ^{三十}謹慎を守り^{三十一}汝の口唇に知識を保つべし^{三十一}娼妓の口唇之蜜を滴らし其
 三十一 口の脂よりも滑なり^{三十二}され^{三十二}其終の茵蔯の如くに^{三十二}苦く^{三十三}兩刀の劍のごとく
 三十二 に利し^{三十三}うの足之死に下り、^{三十三}うの歩之陰府に趣く^{三十四}彼の生命の途に入らず、
 三十三 其徑いさだかならねども^{三十四}自らこれを^{三十四}知るなり^{三十五}小子等よいま我にきけ、
 三十四 我が口の言を棄る勿れ^{三十五}汝の途を彼より遠く^{三十五}離れしめよ、^{三十六}其家の門に近
 三十五 くことなかれ^{三十六}恐く^{三十六}汝の榮を他人にわたし^{三十六}汝の年を憐憫なき者にわた
 三十六 すにいたらん^{三十七}恐く^{三十七}他人なんぢの資財によりて^{三十七}盈され、^{三十七}汝の勞苦^{三十七}他
 三十七 人の家にあらん^{三十八}終にいたりて^{三十八}汝の身なんぢの体亡ぶる時^{三十八}なんぢ泣悲て
 三十八 いそん^{三十九}われ教をいとひ、^{三十九}心に^{三十九}譴責をかるんじ^{三十九}我が師の聲をきかず我

十四 人を教ふる者に耳を傾けず、あつまりの中會衆のうちにては、どんと諸の惡に陥れり。○十五 汝おのれの水溜より水を飲み、おのれの泉より流るる水をのめ。十六 汝の流をほかに溢れしめ、汝の河の水を衢に流れしむべけんや。十七 これを自己に歸せしめ、他人をして汝と偕に之に與らしむること勿れ。十八 汝の泉に福祉を受しめ、汝の少き時の妻を樂め。十九 彼を愛くしき鹿のごとく、美しき鹿の如し、ろの乳房をもて常にたれりとしろの愛をもて常によるこべ。二十 我子よ何なれをありびめをたのしみ淫婦の胸を懷くや。二十一 人の途のエホバの目の前にあり、彼のすべて其行爲を量りたまふ。二十二 惡者おのれの愆にとらへられ、ろの罪の繩に繋る。二十三 彼の訓誨おきによりて死、ろの多の愚なることに由りて亡ぶべし。

二十四 我子よ汝もし朋友のために保証をなし、他人のために汝の手を柏となり。○二十五 汝の口の言によりてわなにかゝりろの口の言によりてとらへらるるなり。○二十六 我子よ汝友の手に陥りしあらば、斯して自ら救へ、すなわち往て

四 自ら謙だり只管なんぢの友に求め、汝の目をして睡らしむることなく、汝の眼瞼をして閉しむること勿れ。五 かりうどの手より鹿のがるゝごとく、鳥どる者の手より鳥のがるゝ如くしてみづからを救へ。六 惰者よ蟻にゆき其爲すところを觀て智慧をえよ。七 蟻の首領亦く有司亦く君王なれば、冬も夏のうちには食をうなへ、收穫のときに糧を斂む。八 惰者よ汝いづれの時まで臥息むや、いづれの時まで睡りて起ざるや。九 芝はらく臥し芝はらく睡り手を又きてまた片時やすむ。十 さらば汝の貧窮の盜人の如くきたり、汝の缺乏の兵士の如くきたるべし。○十一 邪曲なる人あしき人の虚偽の言をもて事を行ふ。十二 彼の眼をもて胸せし、脚をもてしらせ、指をもて示す。十三 心の心に虚偽をたもち、常に惡をはかり、争端を起す。十四 この故にその禍害に之かに來り、援助なくして立刻に敗らるべし。十五 エホバの憎みたまふもの六あり、否ろの心に嫌ひたまふもの七あり。○十六 即ち驕る目、いづはりをいふ舌、つみなさ人の血を流す手。十七 惡き謀計をめぐらす心、すみやか

十九 惡あくに趨はしる足あし 詐偽いつはりをのぶる証人あかしびとおよび兄弟きょうだいのうちうちに争端あらそひをおこす者ものなり
 二十 ○ 我子わがこよ汝なんぢの父ちちの誠命いましめを守り、汝なんぢの母ははの法おきてを棄すつる勿なれ 常つねにこれこれを汝なんぢ
 二十一 の心こころにむすびむすび之これをなんぢの頸くびに佩おびよ 三三 これこれの汝なんぢのゆくときとき汝なんぢをみちびき、
 三二 汝なんぢの寢いぬるときとき汝なんぢをまもり、汝なんぢの寤さむるときとき汝なんぢとカタらん 三三 うれ誠命いましめの燈火とうし
 二四 なり、法おきての光ひかりなり 教訓をしへの懲治こらしめの生命いのちの道みちなり 二四 これこれの汝なんぢをまもりて惡あくき
 二五 婦をんなよりまぬかれ止め、汝なんぢをたもちて淫婦いんぶの舌あはの諂媚へつらひにまをせされざらし
 二六 めん 二五 りの艶美えんばいを心に戀あたふことなかれ りの眼臉まなぶたに捕とらへらるること勿なれ 二六
 二七 うれ娼妓あそびめのためために人ひとをたゞ 僅わずかに一撮ひとつまみの糧かてをのこすのみにいたる、又淫婦いんぶ
 二八 人の貴たふとき生命いのちを求もとむるなり 二七 人の火ひを懷ふ抱いださて りの衣ころもを焚やれざらん
 二九 や 二八 人の熱火あつきひを踏ふて りの足あしを焚やれざらん や 二九 りの隣となりの妻つまと姦淫かんいんをおこな
 三十 ふ者ものもかくあるべし 凡すべてこれに捫さはる者ものの罪つみをしとせられず 三三 竊ぬすむ者ものもし
 三一 飢うらしむときときに其飢そのうらを充みたさん爲ためにぬすめるならん 人ひとこれを貌かろんせじ 三三 もし捕とらへ
 三二 られなば 七倍あちせひを償つぐのひ其家そのいへの所有もちものをことごとく出いささるべからず 三三 婦をんな

三三 姦淫かんいんをおこなふ者ものの智慧ちえなきあり之これを行なふ者もののおのれの靈魂たましいを亡ほろぼし
 三三 傷きずと凌辱はづかしめとをうけて其恥そのはぢを雪すぐこと能あたはず 三三 妬忌ねたみの夫をとこをして忿怒いかりを
 三五 もやさしむれば りの怨うらみを報むくゆるときかならず寛ゆるさじ 三五 かなる贖物あがなひものをも
 三三 願かへみず衆多おほくの饋物たくりものをなすともやさらがざるべし
 三三 我子わがこよわが言ことばをまもり我わが誠命いましめを汝なんぢの心にたくとへよ 二 我わが誠命いましめ
 三 をまもりて生命いのちをえよ、我わが法おきてを守ること汝なんぢの眸子ひとみを守ることが如ごとくせよ 三三
 四 汝なんぢの指ゆびにむすび、これを汝なんぢの心の碑いしに銘あせ 四 なんぢ智慧ちえにむかひて
 五 汝なんぢのわが姉妹あひまなりといひ、明理さとりにむかひて汝なんぢのわが友ともなりといへ 五 さら
 六 汝なんぢをまもりて淫婦いんぶにまよとざらしめ言ことばをもて媚こほる娼妓あそびめにとほざからし
 七 めん 六 われ我室わがいへの廊まはらにより種子たねこよりのふさきて 七 拙つたなき者もののうち、幼弱者わかきもの
 八 うちに一人ひとりの智慧ちえなき者ものあるを觀みたり 八 彼かれをむすぎ婦をんなの門かどにちかづき其その
 九 家の路いへみちにゆき 九 黄昏たそがれに半宵よひに夜半よはに黒暗くらやみの中なかにあるけり 十 時に娼妓あそびめの衣ころも
 十一 を着またる狡さかしなる婦をんなかれにあふ 十一 この婦をんなの譁さわきくしてつくしみなく其足そのあし

十二 家に止らずあるとき、衢にあり、或時ひろむにあり、すみくりに
 十三 たちて人をうかふ、この婦かれをひきて接吻し、恥しらぬ面をもてい
 十四 ひける、われ酬恩祭を獻げ今日すでにわが誓願を償せり、これにより
 十五 て我なんぢを迎へんとて、汝の面をたづねて汝に逢へり、わが榻に
 十六 美しき褥およびエジプトの文桌をしき、没薬蘆薈桂皮をもて我が榻に
 十七 ぞげり、來れわれら詰朝まで情をつくし愛をかよはして相なぐさめん、
 十八 夫の家にあらず遠く旅立して、手に金囊をとれり、望月からでん家
 十九 に歸らじと、多の婉言をもて惑とし、口唇の諂媚をもて誘へば、
 二十 わかき人、たちこれに隨へり、あだかも牛の宰地にゆくが如く、愚かな
 二十一 者の桎梏をかけらるゝ爲にゆくが如し、遂に矢の肝を刺さん、鳥
 二十二 の速かに羅にいりて、その生命を喪ふに至るを知らざるがごとし、
 二十三 小子等よ、いま我にきけ、我が口の言に耳を傾けよ、なんぢの心を淫婦の道にかた
 二十四 ひくること勿れ、またこれが徑に迷ふこと勿れ、
 二十五 多の彼人を傷つ

二七 けて休せり、彼に殺されたる者多かる、その家の陰府の途にして死の
 二八 室に下りゆく
 二九 智慧の呼ぶらざるか、聰明の聲を出さざるか、
 三十 彼路のはどりの
 三十一 高處また街衢のなかに立ち、邑のもろくの門、邑の口および門々の入
 三十二 口にて呼はりいふ、人々よ、われ汝をよび、我が聲をもて人の子等をよ
 三十三 ぶ、拙き者よ、なんぢら聰明に明らかなれ、愚かある者よ、汝ら明らかなる
 三十四 心を得よ、汝さけ、われ善事をかたらん、わが口唇をひらきて正事をい
 三十五 ださん、我が口の眞實を述べ、わが口唇のあしき事を憎むなり、わが
 三十六 口の言のみな義し、そのうちに虚偽と奸邪とあることなし、
 三十七 是みな智者の明かにするところ、
 三十八 智識をうる者の正とするところなり、
 三十九 善んぢら銀をうくるより、
 四十 我が教をうけよ、
 四十一 精金よりもむしろ智識をえよ、
 四十二 られ智慧の眞珠に愈れり、
 四十三 凡の寶もこれに比ぶるに足らず、
 四十四 われ智慧の聰明をすみかとし、
 四十五 知識と謹慎にいたる、
 四十六 エホバを畏るゝとの惡を憎むことなり、

十四 我われの傲慢たかぶりと驕奢おごり、惡道あしきみちと虛偽いつはりの口くちとを憎にくむ十四 謀畧はかりごとと聰明さとの我われにあり、我われの了知れうちなり、我われの能力ちからあり十五 我われに由よりて王者わうしやの政まつりごとをなし君きみたる者ものの義たよしを十六 律おきてをたて十六 我われによりて主あひたる者ものおよび牧伯つかさたちなどすべて地ちの審判さやまひ人の世よををさむ十七 我われを愛あいする者ものの我われこれを愛あいす、我われを切せちにもとむるもの十八 我われに遇あはれ十八 富とみと榮さかえとの我われにあり、貴たかじき寶たからと公義たよしとも亦然またあかり十九 わが果みの金きんより二十 精金せいぎんより二十 愈まさり、わが利り之の精銀せいぎんより二十 よし二十 我われの義たよし道みちにあゆみ二十一 公平こうへいなる路徑みちすぢの亦あひかを行おこむ二十一 我われを愛あいする者ものに貨財たからをえさせ又またの庫くらを充みめん爲ためあり二十二 エホバいにし二十二 其御そのみわざをあし二十二 めたまへる前まへに二十三 道の始はじめとして我われをつくりたまひ二十三 永遠えいぜんより、元始はじめより、地ちの有あり二十三 し前まへより我われの立たて二十三 いまだ海洋うみあらず、いまだ大おほなるみづの泉いづみあらず二十四 りしとき我われすでに生うまれ二十五 山やまいまださだめられず、陵むかいまだ有ありし前まへに二十五 我われすでに生うまれたり二十六 即すなはち神かみいまだ地ちをも野のをも地ちの塵ちりの根元もとをも造つくりた二十六 まさざりし時ときなり二十七 我われかれ天てんをつくり、海うみの面おもてに穹蒼かむさを張はりたまひしとき我われ

二八 かしこありに在あり二八 彼かれうへに雲氣そらをかたく定め淵わたの泉いづみをつよくならせめ二九 海うみに二十九 の限界かぎりをたて、水みづをして二十九 の岸きしを踰こえ二十九 らしめ、また地ちの基もとを定めた三十 まへるととき三十 我われの傍かたはらにありて創造者つくりてとなり、日ひ々に欣よろこび、恒つねに三十 の前まへに樂たのし三十一 の地ちにて樂たのし三十一 又また世よの人ひとを喜よろこべり三十一 されば小子こどもら等らよ三十二 我われに三十二 けわが道みちをまもる者ものの福あはれひあり三十三 教をしへをさして智慧ちゑをえよ、之これを棄すつる三十三 ことなかれ三十四 凡おほろ我われに三十四 きく、日ひ々わが門かたはの旁かたはらに三十四 まち、わが戸口かどの柱はしらの三十五 わき三十五 にたつ人ひとの福あはれひなり三十五 我われを得うる者ものの生命いのちをえ三十六 エホバいより恩寵めぐみを三十六 獲うればなり三十六 我われを失うふもの三十六 の自己おのれの生命いのちを害そこなふすべて我われを惡にくむもの三十六 の死しを愛あいするなり

二九 第六 智慧ちゑの家の建たて二十九 の七ななの柱はしらを砍きり成なし二十九 の畜けものを宰はふり、の酒さけを混ませ二十九 の筵いすを二十九 なへ二十九 の婢女はしためをつかはして邑まちの高處たかきところに呼よはり二十九 いはしむ二十九 拙者つたなきものよ二十九 こゝに來きたれど、また智慧ちゑなき者ものお二十九 いふ二十九 汝等なんぢらきたりて我われが二十九 糧かてを食くらひ、わがま二十九 せあ二十九 せたる酒さけをのみ二十九 拙劣つたなきをすて二十九 生命いのちをえ、聰明さと明めい

七 のみちを行め○七 嘲笑者をいましむる者の恥を己にえ、悪人を責る者の疵を己にえんハ嘲笑者を責ることなかれ、恐く彼なんちを悪まん、智慧ある者をせめよ、彼なんちを愛せん九 智慧ある者に授けよ彼ますますす智慧をえん、義者を教へよ彼の知識に進まん十 エホバを畏るゝことは智慧の根本あり聖者を知るゝ聰明なり十一 我によりて汝の日の多くせられ、汝のいのちの年を増べし十二 汝もし智慧あらば自己のために智慧あるなり、汝もし嘲らば汝ひとり之を負ん○十三 愚なる婦の嘩しく且つたなくして何事をも知らず十四 家の門に坐し、邑のたかさ處にある坐にすわり十五 道をますぐに過る往來の人を招きていふ十六 拙者よこゝに來れど、また智慧なき人にむかひての之にいふ十七 竊たる水の甘く、密かお食ふ糧の美味ありと十八 彼處にある者之死し者、ろの客の陰府のふかさ處にあることを是等の人と知らざるあり

第十九章 ソロモンの箴言○智慧ある子の父を欣べす、愚なる子の母の憂な

三二 り、二 不義の財は益なし、されど正義の救ひて死を脱かれまむ三 エホバの義者の靈魂を饑しめず、悪者あろの欲するところを得ざらしむ、四 手をものうくして動くもの貧くなり、勤めたらく者の手の富を得、五 夏のうちに斂むる者の智き子なり、収穫の時にぬむる者の辱をさたす子なり、六 義者の首に福祉きたり、悪者の口の強暴を掩ふ、七 義者の名の讚られ、悪者の名は腐る、八 心の智き者の誠命を受く、されど口の頑愚なる者の滅さる、九 直くあゆむ者のろのあゆむこと安し、されどろの途を曲る者の知るべし、十 眼をもて胸せする者と憂をおこし、口の頑愚なる者の亡さる、十一 義者の口の生命の泉なり、悪者の口の強暴を掩ふ、十二 怨恨の争端をおこし、愛のすべての徳を掩ふ、十三 哲者のくちびるに智慧あり、智慧なき者の背のために鞭あり、十四 智慧ある者の知識をたぐとふ、愚かなる者の口はいまにも滅亡をきたらす、十五 富者の貨財はろの堅き城なり、貧者のともしきろのはろびなり、十六 義者の動作は生命

十七 にいたり、悪者の利得の罪にいたる、^{十七} 教をまゐる者は生命の道にあり、
 懲戒をすつる者^{十八}のめやまりにおちいる、^{十八} 怨をかくす者に^{十九}虚偽のくち
 びるあり、^{十九} 誹謗をいだす者^{二十}之愚かなる者あり、^{二十} 言おほければ罪なきこ
 とあたえず、^{二十} うの口唇を禁むるもの^{二十一}の智慧あり、^{二十一} 義者の舌の精銀のこ
 とし、^{二十一} 悪者の心の價すくなし^{二十二} 義者の口唇のおほくの人をやしなひ、^{二十二} 愚
 なる者は^{二十三}智慧なきに由て死ぬ、^{二十三} エホバの祝福之人を富す、^{二十三} 人の勞工の
 これに加ふるところなし、^{二十三} 愚かなる者の悪をなすを戯れごとのごとく
 す、^{二十三} 智慧のさどかる人にとりても是のごとし、^{二十四} 悪者の怖るゝところを
 自己にきたり、^{二十四} 義者のねがふところのあたへらる、^{二十五} 狂風のすぐるとき
 悪者の無に歸せん、^{二十六} 義者の窮あきたもつ基のごとし、^{二十六} 惰る者のこれを
 遣すものに於るの酢の齒に於るが如く^{二十七}煙の目に於るが如し、^{二十七} エホバを
 畏るゝこと^{二十八}人の日をもくす、^{二十八} されど悪者の年ちぢめらる、^{二十八} 義者の
 望の喜悅にいたり、^{二十九} 悪者の望の絶べし、^{二十九} エホバの途と直者の城となり、

三十 悪を行なふもの滅亡となる、^{三十} 義者の何時までも動かされず、^{三十} 悪者の
 地に住ことを得じ、^{三十一} 義者の口の智慧をいだしあり、^{三十一} 虚偽の舌の抜るべ
 し^{三十二} 義者のくちびるの善るべきことをわきまへ、^{三十二} 悪者の口のいつはり
 を語る

第二十章 一 つはりの權衡のエホバに悪まれ義しき^一 砵碼の彼に欣べる^二 驕
 傲きたれば辱も亦きたる、^三 謙たる者に^三の智慧あり、^三 直者の端莊の己を
 導びき、^四 悖逆者の邪曲の己を亡ぼす^四 寶の震怒の日に益なし、^五 されど正
 義の救ふて死をまぬかれまむ、^五 完全者の^六の正義によりて^六の途を直
 くせられ、^六 悪者の^七の悪によりて^七の正に^七の途を直
 救われ^七悖逆者の^八の自己の悪によりて^八の執へらる、^七 悪人の死るときに^八の望
 たえ、^八 不義なる者の^九の望もまた絶べし、^八 義者の^九の艱難より^九の救われ、^八 悪者の
 これに代る、^九 邪曲ある者の^十の口をもて^十の鄰を亡ぼす、^十 されど義しき者
 いろいろの知識によりて^十の救はる、^十 義しきもの^{十一}の幸福を受け^{十一}の城邑に^{十一}の歡喜

十二 あり、悪きもの亡ぶるれば、歡喜の聲おこる、十一 城邑の直者の祝ふに倚て
 高く擧られ、悪者の口によりて亡ぶる、十二の鄰を侮る者の智慧なし、
 十三 聰明人の口の口を噤む、十三 往て人の是非をいふ者の密事を洩し、心の忠
 信なる者の事を隠す、十四 はかりごとなければ、民たふれ、識士多ければ平
 安なり、十五 他人のために保証をなす者の苦難をうけ、保証を嫌ふ者の平
 安なり、十六 柔順なる婦の榮譽をえ強き男子の資財を得、十七 慈悲ある者の
 己の靈魂に益をくえへ、残忍者のおのれの身を擾す、十八 悪者の獲る報
 いむなし、義を播もつ得る報賞の確し、十九 堅く義をたもつ者の生命
 にいたり、悪を追もどむる者のおのれの死をまねく、二十 心の戻れる者の
 エホバに憎まれ、直く道を歩む者の彼に悦べる、二十一 手お手をあはすと
 も悪人の罪をまぬかれず、義人の苗裔の救を得、二十二 美しき婦のつゝしみ
 なき金の環の豕の鼻にあるが如し、二十三 義人のねがふところを凡て福祉
 にいたり、悪人のねがふところは震怒にいたる、二十四 はどこし散して反り

二十五 て増ものあり與ふべきを吝みてかへりて貧しさにいたる者あり、
 二十六 施與を好むもの肥え人を潤はす者のまた利潤をうく、
 二十七 穀物を藏めて糶ざる者の民に誼の然と售る者の首の祝福あり、
 二十八 善をもどむる者恩恵をえん、
 二十九 悪をもどむる者に悪き事きたらん、
 三十 おのれの富を恃むもの休れん、
 三十一 されど義者の樹の青葉のごとくさかえん、
 三十二 おのれの家をくるしむるもの風をえて所有とせん愚なる者の心の智きもの僕とならん、
 三十三 義人の果は生命の樹なり、智慧ある者の人を捕ふ三みよ義人すらも世にありて報をうくべし、
 況て悪人と罪人とをや

訓誨を愛する者は 智慧を愛す、懲戒を惡むもの音のごとし、
 善人はエホバの恩寵をうけ、悪き謀畧を設くる人のエホバに罰せらる、
 人の惡をもて堅く立ことあたはず、
 義人の根は動くことなし、
 賢き婦の夫の冠弁なり、
 辱をきたらする婦の夫をしての骨に腐あるが如くあらまむ、
 義者のおもひの直し、
 悪者の計るところは虚偽あり、

六 悪者の言の人の血を流さんとして伺ふ、されど直者の口の人を救ふなり、
 七 悪者はたふされて無ものとならん、されど義者の家の立べし、八 人の
 九 の聰明に乏たがひて譽られ、心の悖れる者の貌めらる、九 卑賤して乏
 十 もべある者の自らたかぶりて食に乏き者に愈る、十 義者のろの畜の生命
 十一 を顧みる、されど悪者の残忍をもてるの憐憫とす、十一 おのれの田地を耕
 十二 すものは食にあく、放蕩ある人に乏たがふ者の智慧なし、十二 悪者のあし
 十三 き人の獲たる物をうらやみ、義者の根は芽をいだす、十三 悪者のくちびる
 十四 の愆よりて罣に陥る、されど義者の患難の中よりまぬかれいでん、十四
 十五 人のろの口の徳よりて福祉に飽ん、人の手の行爲のろの人の身にかへ
 十六 るべし、十五 愚なる者のみづからろの道を見て正しとす、されど智慧ある
 十七 者のすくめを容る、十六 愚なる者のたぢに怒をあらわしし智きもの恥を
 十八 つくむ、十七 眞實をいふもの正義を述べ、いつのりの証人は虚偽をいふ
 十九 妄りに言をいだし劍をもて刺がごとくする者あり、されど智慧ある者

十九 の舌の人をいやす、十九 眞理をいふ口唇の何時までも存つ、されど虚偽を
 二十 いふ舌はたと瞬息のあひだのみあり、二十 悪事をはかる者の心には欺詐あ
 二十一 り、和平を議る者に歡喜あり、二十一 義者に何の禍害も來らず、悪者の
 二十二 わざはひをもて充さる、二十二 いつはりの口唇はエホバに憎まれ、眞實をお
 二十三 こなふ者の彼に悦べる、二十三 賢人の知識をかくす、されど愚なる者れこ
 二十四 ろの愚かなる事を述べ、二十四 勤をたらく者の手の人ををさむるにいたり、
 二十五 惰者の人に服ふるにいたる、二十五 うれひ人の心にあれば之を屈ます、され
 二十六 ど善言のこれを樂します、二十六 義者のろの友に道を示す、されど悪者の自
 二十七 から途にまよふ、二十七 惰者のおのれの獵獲たる物をも燻ず、勉めはたらく
 二十八 こと人の貴とさ寶なり、二十八 義しき道に生命あり、ろの道すぢに死
 二十九 なし

第十三章 智慧ある子の父の教訓をきく、戯詭者の懲治をきかず、二人の
 口の徳によりて福祉をくらひ、悖逆者の靈魂の強暴をくらふ、三

四 の口を守る者のいのちの生命を守る、その口唇を大きくひらく者に滅亡きた
 五 る、^四 惰たる者のいこころに慕へども得ることなし、勤たたらく者の心の
 六 豊饒なり、^五 義者の虚偽の言をにくみ悪者のとぢをかうむらせ面を赤く
 七 せしむ、^六 義の道を直くあゆむ者をまもり、悪の罪人を倒す、^七 自から
 八 富るといひあらざして些少の所有もなき者あり、自から貧しと稱へて資
 九 財おほき者あり、^八 人の資財のいのちの生命を贖ふものとなるあり、然と貧
 十 者の威嚇をさくことあらず、^九 義者の光の輝き、悪者の燈火のけさる、
 十一 驕傲いたゞ争端を生ず、^十 勸告をさく者の智慧あり、^{十一} 詭詐をもて得た
 十二 る資財の減る、されど手をもて聚めたくとふる者のこれを増すことを得、
 十三 ^{十二} 望を得ること遅きとさとの心を疾止め、願ふ所既にとぐるどさの生命の
 十四 樹を得たるがごとし、^{十三} 御言をかるんずる者の亡され、^{十四} 誠命をおろるゝ
 十五 者の報賞を得、^{十四} 智慧ある人の教訓のいのちの泉なり、能く人をきて死
 十六 の罟を脱れまむ、^{十五} 善にして哲きもの恩を蒙る、されど悖逆者の途の

十六 艱難なり、^{十六} 凡そ賢者の知識に由りて事をおこなひ、愚なる者のおのれ
 十七 の痴を顯す、^{十七} 悪き使者の災禍に陥る、されど忠信なる使者の良薬の如
 十八 し、^{十八} 貧乏と恥辱との教訓をすつる者にきたる、されど譴責を守る者は
 十九 尊まる、^{十九} 望を得れば心に甘し、愚なる者は悪を棄ることを嫌ふ、^{二十} 智
 二十 慧ある者と偕にあゆむもの智慧をえ愚なる者の友となる者のあしくな
 二十一 る、^{二十一} 二わざはひの罪人を追ひ、^{二十二} 義者の善報をうく、^{二十三} 善人のいのちの産業を
 二十二 子孫に遺す、されど罪人の資財の義者のために蓄へらる、^{二十四} 貧き者の新
 二十三 田にのおほくの糧あり、されど不義によりて亡ぶる者あり、^{二十五} 鞭をくは
 二十四 へざる者のいのちの子を憎むなり子を愛する者のえさりに之をいましむ、^{二五}
 二五 義しき者の食をえて飽く、されど悪者の腹の空し
 二六 **第十四章** 智慧ある婦のその家をたて、愚なる婦のおのれの手をもて之を
 二七 毀つ、^二 直くあゆむ者のエホバを畏れ曲りてあゆむ者のこれを侮どる、
 二八 愚なる者の口にいりの傲のため鞭答あり、智者の口唇のおのれを守

五四 牛なけれバ飼養倉むなし、牛の力によりて生産る物おほし、五 忠信
 の証人のいつはらず、虚偽のあかしびどの謊言を吐く、六 嘲笑者の智慧
 を求めどもえず、哲者の知識を得ること容易し、七 汝おろかなる者の前
 を離れされ、つひに知識の彼にあるを見ざるべし、八 賢者の智慧のおの
 れの道を曉るにあり、愚なる者の痴の欺くにあり、九 おろかなる者は罪
 をかるんず、されど義者の中に恩恵あり、十 心の苦みの心みづから知る、
 十一 のよるこびに他人あづからず、十二 悪者の家の亡され、正直者の幕
 屋のさかゆ、十三 人のみづから見て正しとする途にしての終つひに死
 にいたる途となるものあり、十四 笑ふ時にも心に悲あり、歡樂の終に憂わ
 り、十五 心の惇れる者のおのれの途に飽ん、善人もまた自己に飽ん、十六 拙
 者のすべての言を信ず、賢者のろの行を慎む、十七 智慧ある者の怖れて悪
 をとなれ、愚なる者のたかぶりて怖れず、十八 怒り易き者の愚なることを
 行ひ、悪き謀計を設くる者の悪まる、十九 拙者の愚なる事を得て所有とな

十九 し、賢者の知識をもて冠弁となす、二十 悪者の善者の前に俯伏し、罪ある
 者の義者の門に俯伏す、二十一 貧者のろの鄰にさへも悪まる、されど富者を
 愛する者はおほし、二十二 の鄰を藐むる者の罪あり、困苦者を憐むもの
 幸福あり、二十三 悪を謀る者の自己をあやまるにあらすや、善を謀る者に
 憐憫と眞實とあり、二十四 すべての勤勞に利益あり、されど口唇のこころ
 の貧乏をきたらすのみあり、二十五 智慧ある者の財寶のろの冠弁となる、
 二十六 愚なる者のおろかいたと痴なり、二十七 眞實の証人のいのちを救ふ、謊
 言を吐く者の偽人なり、二十八 エホバを畏るゝことの堅き依頼あり、ろの兒
 輩の逃避場をうべし、二十九 エホバを畏るゝことこの生命の泉なり、人を死の
 害より脱れしむ、三十 王の榮の民の多きにあり、牧伯の衰敗の民を失ふに
 あり、三十一 怒を遅くする者の大なる知識あり、氣の短き者の愚あることを
 顯す、三十二 心の安穩なるの身のいのちなり媚嫉の骨の腐なり、三十三 貧者を虐
 ぐる者のろの造主を侮るなり、彼をうやまふ者の貧者をあはれむ、三十四 惡

三 者のろの悪のうちにて亡され、義者のろの死ぬる時にも望あり、
 三 智慧の哲者の心にどまり、愚なる者の衷にある事のあらはる、
 三 義の國を高くし、罪の民を辱しむ、
 三 五 とき僕人の王の恩を蒙り、辱をきたらす者
 のろの震怒にあふ

一 柔らかなる答の憤恨をどめ、厲しき言の怒を激す、
 二 智慧ある者の舌の知識を善きものとせむ、
 三 愚なる者の口のおろかさをとく
 三 エホバの目の何處にもありて悪人と善人とを鑒みる、
 四 溫柔き舌の生命の樹なり、
 五 憐れむ舌の靈魂を傷ましむ、
 五 愚なる者のろの父の訓を
 六 かんず、
 六 誠命をまもる者の賢者なり、
 六 義者の家に多くの資財あり、
 七 悪者の利潤に擾累あり、
 七 智者のくちびるの知識をひるむ、
 七 愚なる者の心の
 八 心の定りなし、
 八 悪者の祭物のエホバに憎まれ直き人の祈の彼に悦ぶ
 九 悪者の道のエホバに憎まれ、
 九 正義をもとむる者の彼に愛せらる、
 十 道をよなる者にて嚴しき懲治あり、
 十 譴責を惡むもの死ぬべし、
 十一

十二 陰府と沈淪とのエホバの目の前にありて況て人の心をや
 十二 嘲笑者の誠めらるることを好まず、
 十三 また智慧ある者に近づかず、
 十三 心に喜樂あれは顔色よるこべし、
 十四 心に憂苦あれは氣ふさぐ
 十四 哲者のこころの知識をたづね、
 十五 愚なる者の口の愚をくろふ、
 十五 艱難者の日のことごとく悪く心の懽べる
 十六 者恒に酒宴にあり、
 十六 すすこしの物を有てエホバを畏るる、
 十六 多の寶をもちて擾煩あるに愈る、
 十七 蔬菜をくらひて互に愛する、
 十七 肥たる牛を食ひて互に恨むるに愈る、
 十八 憤はり易きもの争端をおこし、
 十八 怒をおろくする者の争端をどむむ、
 十九 情者の道の棘の籬に似たり、
 十九 直者の途の平坦あり、
 二十 智慧ある子の父をよるこべせ、
 二十 愚なる人のろの母をかるんず、
 二 無知なる者の愚なる事をよるこび哲者のろの途を直くす
 二 三 相議ることあらざれば謀計やぶる議者おほければ謀計かならず成る、
 二 三 人のろの口の答によりて喜樂を得言語を出して時に適ふいかに善らずや、
 二 四 智人の途の生命の路にして上へ昇りゆく、
 二 四 これ下にあるところの陰府を離れんが爲

二五 なり、二五 エホバのたかぶる者の家をほろばし、寡婦の地界をさだめたまふ、
 二六 二六 あしき謀計のエホバに憎まれ、溫柔き言は潔白し、二七 不義の利をむさばる者の家の家をわすらはせ、
 二八 賄賂をにくむ者の活ながらふべし、二八 義者の心の答ふべきことを考へ、
 二九 悪者の口の悪を吐く、二九 エホバの悪者に遠ざかり、
 三〇 義者の祈禱をさくたまふ、三〇 目の光の心をよろこばせ、
 三一 好音信の骨をうるはず、三二 生命の誠命をさくところの耳の智慧ある者の中に駐まる、
 三三 教をすつる者の自己の生命をかるんずるなり、
 三四 徳治をさく者の聰明を得、
 三五 エホバを畏るることの智慧の訓なり、
 三六 謙遜の尊貴に先だつ、

二 心に謀るところの人にあり、舌の答のエホバより出づ、
 三 二人の途におのれの目にことごとく潔しと見ゆ、
 四 惟エホバ靈魂をはかりたまふ、
 五 なんぢの作爲をエホバに託せよ、
 六 さらむ汝の謀るところ必らず成べし、
 七 エホバのすべての物をおのの用のために造り、
 八 悪人も悪き日

五 のために造りたまへり、
 六 すべて心たかぶる者のエホバに悪まれ、
 七 手に手をあひするとも罪をまぬかれじ、
 八 憐憫と眞實とによりて愆の贖はる、
 九 エホバを畏ることによりて人悪を離る、
 一〇 エホバもし人の途を喜ばる、
 一一 人の人の敵をも之と和がしむべし、
 一二 義によりて得たるどころの僅少なる物は不義によりて得たる多の資財にまさる、
 一三 人の心におのれの途を考へてかる、
 一四 されどその步履を導くものエホバあり、
 一五 王のくちびるに神のさばきあり、
 一六 審判するるときその口の口あやまる可らず、
 一七 公平の權衡と天秤とのエホバのものなり、
 一八 囊にある砵碼もことごとく彼の造りしものなり、
 一九 悪をおこなふこと王の憎むところなり、
 二〇 是の位の公義によりて堅く立べなり、
 二一 義しき口唇の王によるこぼる、
 二二 彼等の正直をいふものを愛す、
 二三 王の怒の死の使者のごとし、
 二四 智慧ある人のこれをなだむ、
 二五 王の面の光に生命あり、
 二六 その恩寵の春雨の雲のおとし、
 二七 十六 智慧を得るの金をうるよりも更に善らずや、
 二八 聰明をうるの銀を得るよりも

十七 望まし、十七 惡を離るゝの直き人の路なり、おのれの道を守るは靈魂を守
 十八 なるなり、十八 驕傲の滅亡にささだち、誇る心の傾跌にささだつ十九 卑き者に
 交りて謙だるの驕ぶる者と借にありて贓物をわかつに愈る、二十 慎みて
 御言をおこなふ者の益をうべし、エホバに倚頼むもの福ひなり、三二 心
 三三 に智慧あれバ哲者と稱へらる、くちびる甘ければ人の知識をます、三三 明
 三三 哲のこれを持つものに生命の泉となる、愚なる者をいましむる者のおの
 三三 れの痴是なり、三三 智慧ある者の心のおのれの口ををしへ、又おのれの口
 三三 唇に知識をます、三三 ころよき言は蜂蜜のごとくにして靈魂に甘く骨に
 三五 良薬となる、三五 人の自から見て正しとする途にしてろの終のつひに死に
 二六 いたる途となるものあり、二六 勞をるもの飲食のために骨をる、是ろの
 二七 口おのれに迫ればなり、二七 邪曲ある人の惡を掘る、ろの口唇に烈しき
 二八 火のごときものあり、二八 いつはる者はあらうひを起し、つげぐちする者
 二九 は朋友を離れしむ、二九 強暴人の隣のいざなひ之を善らざる途にみち

三三 びく三ろの目を閉て惡を謀り、ろの口唇を覺めて惡事を成遂ぐ、三三 白髪
 三三 は榮の冠弁なり、義しき途にてこれを見ん、三三 怒を遅くする者の勇士に
 三三 愈り、おのれの心を治むる者の城を攻取る者に愈る三三 人の籤をひく、さ
 三三 れど事をさだむるの全くエホバにあり、
第三十一節 陸じうして一塊の乾けるパンあるのあらうひありて宰れる畜の
 二 盈たる家に愈る、二 かしこき僕の恥をきたらす子拔をさめ、且ろの子
 三 の兄弟の中にありて産業を分ち取る、三 銀を試むる者の埧塙、金を試る
 四 者の鑑、人の心をこころむる者のエホバなり、四 惡を行ふもの虚偽の
 五 くちびるにささく、虚偽をいふ者のあしき舌に耳を傾ぶく、五 貧人を嘲る
 六 者の造主をわなどるなり、人の災禍を喜ぶもの罪をまぬかれず、
 七 孫の老人の冠弁あり、父の子の榮あり、七 勝れたる事をいふの愚なる
 八 人に適はず、況て虚偽をいふ口唇の君たる者に適はんや、八 贈物のこれ
 を受る者の目には貴き珠のごとし、ろの向ふところにて凡て幸福を買ふ、

九 愛を追求むる者の人の過失をおほふ、人の事を言ふる者、朋友を以て離れしむ、十 一句の誠命の智人に徹るの百回扑つことの愚なる人に徹るよりも深し、十一 叛きもどる者のたゞ悪きことのみをもとむ、此故に彼にむかひて殘忍ある使者遣はさる、十二 愚なる者の愚妄をなすにあんより寧ろ子をとりれたる牝熊にあへ、十三 悪をもて善に報ゆる者の悪うの家を離れ、十四 争端の起源の堤より水をもらすに似たり、この故にあらうひの起らざる先にこれを止むべし、十五 悪者を義とし、義者を悪しとするこのふたつもの、十六 愚なる者のすでに心なし、何ぞ智慧をかんでんとて手にうの價の金をもつや、十七 朋友のいつれの時にも愛す、兄弟の危難の時のために生る、十八 智慧なき人の手を拍てうの友の前にて保證をなす、十九 争端をこのむ者の罪を好み、うの門を高くする者の敗壞を求む、二十 邪曲ある心ある者のさいひを得ず、うの舌をみだりにする者のわざひに陥る、二一 愚なる者を産むもの、自己の愛を生じ、愚なる者の父の喜樂

二二 心得ず、二三 心のたのしみ、良薬なり、靈魂のうれひ、骨を枯す、二四 悪者の人の懐より賄賂をうけて、審判の道をまぐ、二五 智慧の哲者の面のまへにあり、されど愚なる者の目を地の極にうぐ、二六 愚なる子のうの父の愛となり、亦これを生る母の煩勞となる、二七 義者を罰するの善ならず、貴き者をうの義がために扑ひ、善ならず、二八 言を寡くする者の知識あり、心の静まる者の哲人なり、二九 愚なる者も黙するとき、智慧ある者と思われ、うの口唇を閉るとき、哲者とおもはるべし

第三十章 自己を人と異にする者、おのれの欲するところのみを求めて、すべての善き考察にもとる、一 愚なる者の明哲を善はず、惟おのれの心意を顯すことを喜ぶ、二 悪者きたれば、藐視をたがひてきたり、恥きたれば、凌辱もどもに來る、三 人の口の言の深水の如し、湧てなぐる川、智慧の泉なり、四 悪者を偏視るは善ならず、審判をなして、義者を悪しとするも亦善ならず、五 愚なる者の口唇、あたらうひを起し、うの口の打ることを招

七 愚なる者の口のおのれの敗壞となり、口の唇のおのれの靈魂の害
 八 となる。八 人の是非をいふもれの言のたぶれのごとしといへども反つ
 十九 て腹の奥にいる、九 ろの行爲をおこたる者の滅すもれの兄弟なり、十
 十一 ホバの名のかたき櫓のごとし、義者の之に走りいりて救を得、十二 富者の
 資財のろの堅き城なり、これを高き石垣のごとくに思ふ、十三 人の心のた
 十三 かぶりの滅亡に先だち、謙遜いたふとまるる事にさきだつ、十四 いた事
 十四 をさかざるさきに應ふる者の愚にして唇をかうぶる、十五 人の心の尙其疾
 十五 を忍ぶべし、されど心の傷める時の誰かこれに耐んや、十六 哲者の心の知
 十六 識をえ、智慧ある者の耳の知識を求む、十七 人の贈物のろの人のために道
 十七 をひらき、かつ貴きものれ前にこれを導く、十八 先に訴訟の理由をのぶる
 十八 ものの正義に似たれどもろの隣人さたり詰問ひてろの事を明かにす、十九
 十九 錢の争端をどめ且つよきもの之間にへだてとなる、二十 怒れる兄弟のか
 たき城にもまさりて説き伏せがたし、兄弟のあらうひの櫓の貫木のごと

二十 十、二十 人の口の徳によりて腹をあかし、ろの口唇の徳によりて自ら飽べ
 三三 し、三 死生の舌の權能にあり、これを愛する者ろの果を食ん、三三 妻
 三三 を得るもの、美物を得るなり、且エホバより恩寵をあたへらる、三三 貧者
 二四 の哀なる言をもて乞ひ、富人の厲しき答をなす、二四 多の友をまうくる人
 の遂にろの身を亡す、但し兄弟よりもたのもしき知己もまたあり

第十九章 たゞしく歩むまづしき者、くちびるの悖れる愚ある者に愈る、
 二 心に思慮なければ善ならず、足にて急ぐもの、道にまよふ、三 人のおの
 四 れの痴によりて道につまづき、反て心にエホバを怨む、四 資財のおほく
 五 の友をみつむ、されど貧者のろの友に疎まる、五 虚偽の証人の罰をまぬ
 六 かれず、謊言をはくもの、避るることをえず、六 君に媚る者のおほし凡
 七 ろ人の贈物をあたふる者の友となるなり、七 貧者のろの兄弟すらも皆こ
 八 れをにくむ、況てろの友これに遠ざからざらんや言をさちてこれを呼
 八 とも去てかへらざるなり、八 智慧を得る者のおのれの靈魂を愛す、聰明

九 なたもつ者の善福を得ん、九 虚偽に証人の罰をまぬかれず、九 謊言をばく者の
 十 はるぶべし、十 愚なる者の驕奢に居るの適當からず、十 況て僕にして上に
 十一 在る者を治ることをや、十一 聰明の人に怒をまのべしむ、十一 過失を宥す人の
 十二 榮譽なり、十二 王の怒の獅の吼るが如く、十二 父の恩典の草の上におく露のごと
 十三 し、十三 愚なる子の父の災禍なり、十三 妻の相争るふの雨漏のたへぬにひ
 十四 どし、十四 家と資財との先祖より承嗣ぐもの、十四 賢き妻のエホバより賜ふも
 十五 のなり、十五 懶惰の人を酣寝せしむ、十五 懈怠人の飢べし、十五 誠命を守るもの自
 十六 己の靈魂を守るなり、十六 うの道をかるむるもの死ぬべし、十六 貧者をあは
 十七 れむ者のエホバに貸すなり、十七 うの施濟のエホバ償ひたまへん、十七 望ある
 十八 間に汝の子を打て、十八 これを殺すころを起すなかれ、十八 怒ること烈し
 十九 き者の罰をうく、十九 汝もしこれを救ふともまべし、十九 然せざるを得じ、十九 十
 二十 さんち勸をさく訓をうけよ、二十 然べなんぢの終に智慧あらん、二十 人の心には
 二十一 多くの計畫あり、二十一 されど惟エホバの旨のみ立べし、二十一 三人のよるこびの施

三 濟をするにあり、三 貧者の誑人に愈る、三 エホバを畏るゝことの人をし
 四 て生命にいたらしめ、四 かつ恒に飽足て災禍に遇ざらしむ、四 惰者のうの
 五 手を盤にいるとも之をうの口に擧ることをだにせず、五 嘲笑者を打て、五 さ
 六 らば拙者も慎まん、六 哲者を謹めよ、六 さらばかれ知識を得ん、六 父を煩は
 七 し母を逐ふの羞赧をきたらし凌辱をまねく子なり、七 わが子よ哲言を離
 八 れしむる教を聴くことを息よ、八 悪き証人の審判を嘲けり、八 愚者の口の
 九 悪を呑む、九 審判の嘲笑者のために備へられ、九 鞭の愚なる者の背のため
 十 に備へらる

第二十章 酒の人をきて嘲らせ、一 濃酒の人をして騒がしむ、一 之に迷はさる
 二 者の無智なり、二 王の震怒の獅の吼るがごとし、二 彼を怒らす者の自
 三 己のいのちを害ふ、三 穩かに居て争うはざる人の榮譽なり、三 すべて愚な
 四 る者の怒り争うふ、四 惰者の寒ければとて耕さずこの故に収穫のときに
 五 およびて求るとも得るところなし、五 人の心にある謀計の深き井の水の

六 ごとし然れを哲人のこれを汲出す、凡ろ人の各自おのれの善を誇る、されど誰か忠信なる者お遇しず、七 身を正くして步履む義人のの後の子孫に福祉あるべし、八 審判の位に坐する王のの目をもてすべての悪を散らす、九 たれか我わが心をさよめ、わが罪を潔められたりといひ得るや、十 二種の權衡二種の斗量の等しくエホバに憎まる、十一 幼子といへどもろの動作によりておのれの根性の清きか或の正きかをあらわす、十二 聴とこのの耳と視るところの眼といどもにエホバの造りたまへるものなり、十三 なんぢ睡眠を愛すること勿れ、恐らくは貧窮おいたらん、汝の眼をひらけ、然らば糧に飽べし、十四 買者のいふ悪し惡しと、然れど去て後のみづから誇る、十五 金もあり眞珠も多くあれど貴き器の知識のくちびるなり、十六 人の保証をなす者よりの先ろの衣をどれ、他人の保証をなす者をバかたくとらへよ、十七 欺むさとりし糧は人に甜し、されど後にの口の口に沙を充されん、十八 謀計の相議るによりて成る、戦はんとせば先よく議るべ

十九 し、十九あるさめぐりて人の是非をいふ者の密事をもらす、口唇をひらきてあるくものと交ること勿れ、二十 おのれの父母を罵るものろの燈火くらやみの中に消ゆべし、二十一 初に俄に得たる産業はろの終さいはひならず、二十二 われ惡に報いんと言ふこと勿れ、エホバを待て、彼なんぢを救はん、二十三 二種の砵碼のエホバに憎まる、虚偽の權衡は善ならず、二十四 人の步履のエホバによる、人いかに自らろの道を明かにせんや、二十五 漫に誓願をたつること其人の誓となる、誓願をたてのちに考ふることも亦然り、二十六 賢王の箕をもて簸ることく惡人を散し、車輪をもて碾すことく之を罰す、二十七 人の靈魂のエホバの燈火にして人の心れ奥を窺ふ、二十八 王の仁慈と眞實をもて自らたもつ、ろの位もまた恩惠のおこなひによりて堅くなる、二十九 少者の榮はろの力、おいたる者の美しさの白髪なり、三十 傷つくまでに打たへ惡きところさよまり、打る鞭の腹の底までもどほる

王の心

王の心のエホバの手の中にありて恰かも水の流れのごとし、

二 彼らの聖旨のまゝに之を導きたまふ、
 三 人の道のおのれの目に正しとみ
 ゆ、されどエホバの人の心をはかりたまふ、
 四 正義と公平を行ふの犠牲
 よりも愈りてエホバに悦むる、
 五 高ぶる目と驕る心との悪人の光にして
 たゞ罪のみ、
 六 勤めたらざる者の圖るところの遂にその身を豊裕ならし
 め、
 七 凡てさわがしく急ぐ者の貧乏をいたす、
 八 虚偽の舌をもて財を得る
 の吹はらはるゝ雲烟のごとし、
 九 之を求る者の死を求むるなり、
 十 悪者の
 残虐の自己を亡ぼす、
 十一 此れ義きを行ふことを好まざればなり、
 十二 罪人の
 道の曲り、
 十三 潔者の行爲の直し、
 十四 相争う夫婦と偕に室に居らんよりの屋
 蓋の隅にをるのよし、
 十五 悪者の靈魂の悪をねがふ、
 十六 隣の隣も彼にあはれ
 み見られず、
 十七 わざけるもの罰をうくれれば拙者の智慧を得、
 十八 ちゑあるも
 の教をうくれれば智慧を得、
 十九 義しき神の悪者の家のみどめて悪者を滅亡
 に投げられたまふ、
 二十 耳を掩ひて貧者の呼ぶ聲をきかざる者のおのれ自ら
 呼ぶともまた聴れざるべし、
 二十一 潜なる饋物の怨恨をなだめ、
 二十二 懐中の賄賂

十五 烈しき瞋恚をやいらぐ、
 十六 公義を行ふこと、
 十七 義者の喜樂にして悪を行
 ふものゝ敗壞なり、
 十八 十六さどりの道を離るゝ人の死
 之者の集會の中にをら
 ん、
 十九 宴樂を好むもの貧人となり酒と膏とを好むもの富をいたさじ、
 二十 悪者の義者のあがなひとなり、
 二十一 悖れる者の直き者に代る、
 二十二 争ひ怒る
 婦と偕にをらんよりの荒野に居るのよし、
 二十三 智慧ある者の城にのぼりて、
 二十四 正義と憐憫とを追求むる者の
 生命と正義と尊貴とを得べし、
 二十五 智慧ある者の強者の城にのぼりて、
 二十六 口の舌とを守る者の
 靈魂を守りて患難
 に遇せじ、
 二十七 高ぶる驕る者を嘲笑者となづく、
 二十八 此れ驕者を逞しくして行
 ふものなり、
 二十九 情者の情欲はおのれの身を殺す、
 三十 是の手の手を肯て働か
 せざればなり、
 三十一 人の終日さきりに愆を圖る、
 三十二 されど義者の與へて吝ま
 ず、
 三十三 悪者の獻者の憎まる況て悪事のために獻ぐる者をや、
 三十四 虚偽の
 証人は滅さる、
 三十五 然れど聴く人の恒にいふべし、
 三十六 悪人の面の面を厚くし、

三十 義者の道の道を謹む、三十一 エホバにむかひての智慧も明慧も謀略もなすと
 三十一 ころなし、三十二 戦闘の日のために馬を備ふされと勝初のエホバによる
 三十二 **箴言** 嘉名の大なる富にまさり、恩寵の銀また金よりも佳し、二 富
 三十三 者と貧者と借に世にをる、凡て之を造りし者のエホバなり、三 賢者の災
 禍を見てみづから避け、拙者のすすみて罰をうく、四 謙遜とエホバを畏
 五 る事との報の富と尊貴と生命となり、五 悖れる者の途に荆棘と罟と
 六 あり、靈魂を守る者の遠くこれを離れん、六 子をの道に従ひて教へよ、
 七 然るの老たる時も之を離れじ、七 富者の貧者を治め、借者の貸人の僕
 八 となる、八 悪を播くもの禍害を稽り、九の怒の杖の廢るべし、九 人を
 九 見て恵む者のまた恵まる、此のの糧を貧者に與ふればなり、十 嘲笑者
 十 一 を逐へ争論も亦さり且鬪諍も恥辱もやむ、十一 心の潔さを愛する者の
 十二 口唇に憐憫をもてり、王の友とならん、十二 エホバの目の知識ある者を
 十三 守る、彼の悖れる者の言を敗りたまふ、十三 惰者のいふ獅うとにあり、わ

十四 れ獨にて殺されんと、十四 妓婦の口の深き坑なり、エホバに憎まるる者こ
 十五 れに陥らん、十五 痴なること子の心の中に繋がる、懲治の鞭これを逐いだ
 十六 す、十六 貧者を虐げて自らを富さんとする者と富者に與ふる者との遂にか
 十七 ならず貧くなる、十七 汝の耳を傾けて智慧ある者の言をきき且なんぢの
 十八 心をわが知識に用ゐよ、十八 之を汝の腹にたもちて盡くなんぢの口唇にろな
 十九 いらせめば樂しかるべし、十九 汝をしてエホバに倚頼せよなんぢが爲にわれ今
 二十 日これを汝に教ふ二十 われ勸言と知識とをふくみたる勝れし言を汝のため
 二十一 に録しにあらざるや三 此れ汝をして眞の言の確實なるを曉らしめ且な
 二十二 んぢを遣はし者眞の言を持歸らしめん爲なり、三 弱き者を弱がため
 二十三 に掠むることなかれ、艱難者を門にて壓つくること勿れ三 四のエホバの
 二十四 の訴を糺し、且かれらを害なふもの生命をうこなはん、二 怒る者と交
 二十五 ること勿れ、憤はる人とも往ことなかれ、二 五 恐らくの汝の道の道に效ひ
 二十六 てみづから罟に陥いらん、二 六 なんぢ人と手をうつ者となることなかれ、人

二七 負債の保証をなすこと勿れ 二七 汝もし償ふべきものあらざれば人なんぢの
二八 下なる臥牀までも奪取ん、是豈よからんや 二八 なんぢの先祖がたてし古き
二九 地界を移すこと勿れ 二九 汝の業に巧なる人を見るか、斯る人の王の前に
立ん、かならず賤者の前にたゞじ

一 箴言 なんぢ侯たる者とともに坐して食ふとき慎みて汝の前にあ
二 る者の誰なるかを思へ 二 汝もし食を嗜む者ならば汝の喉に刀をあてよ 三
三 一の珍饈を貪り食ふこと勿れ、これ迷惑の食物なればなり 四 富を得んと
四 思煩らふこと勿れ、自己の明哲を恃むこと勿れ 五 なんぢ虚さに歸すべき
五 者に目をどむるか、富いかならず自ら翹を生じて驚のごとく天に飛さら
六 ん 六 悪目をする者の糧をくらふことなく、一の珍饈をむさばりねがふこ
七 どなかれ 七 一の心に思ふごとく人の人となりも亦忘かれべなり、彼
七 なんぢに食へ飲めといふといへども一の心の汝に眞實ならず 八 汝つひに
八 一の食へる物を吐出すにいたり且一の出しと懇懇の言もむなしくならん

十九 愚なる者の耳に語ること勿れ、彼なんぢが言の示す明哲を藐めん 十古
十一 地界を移すことなかれ、孤子の畑を侵すことなかれ 十一 一のかれが贖者
十二 強し、必ず汝に對らひて之が訴をのべん 十二 汝の心を教に用ゐ、汝の耳
十三 を知識の言に傾けよ 十三 子を懲すことを爲ざるなかれ、鞭をもて彼を打と
十四 も死ることあらじ 十四 もし鞭をもて彼をうたば一の靈魂を陰府より救ふこ
十五 どをえん 十五 わが子よもし汝のこゝろ智からば我が心もまた歡び 十六 もし汝
十六 の口唇たゞしき事をいひ我が腎腸も喜ぶべし、十七 なんぢ心に罪人をう
十七 らやむ勿れ、たゞ終日エホバを畏れよ 十八 一の必ず應報ありて汝の望の廢
十八 らざればなり 十九 わが子よ、汝さうて智慧をえ、かつ汝の心を道にかたぶ
十九 けよ 二十 酒にふけり、肉をたしむものと交ること勿れ 二一 一の酒にふける者
二十 と肉を嗜む者との貧くなり、睡眠を貪る者の敝れたる衣をきるにいた
二一 らん 二二 汝を生る父にさけ、汝の老たる母を輕んずる勿れ 二三 眞理を買これ
二二 を售るなかれ、智慧と誠命と知識とまた然あれ 二四 義さ者の父の大による

二七 の負債の保証をなすこと勿れ 汝もし償ふべきものあらずば人なんぢの
 二八 下なる臥牀までも奪取ん、是豈よからんや 八 なんぢの先祖がたてし古き
 二九 地界を移すこと勿れ 汝の業に巧なる人を見るか、斯る人の王の前に
 立ん、かならず賤者の前にたゞじ

一 箴言第廿三章 なんぢ候たる者とともに坐して食ふとき慎みて汝の前にあ
 二 る者の誰なるかを思へ 汝もし食を嗜む者ならば汝の喉に刀をあてよ
 三 四 一の珍饈を貪り食ふこと勿れ、これ迷惑の食物なればなり 富を得んと
 五 思煩らふこと勿れ、自己の明哲を恃むこと勿れ 五 なんぢ虚きに歸すべき
 六 者に目をとむるか、富いかならず自ら翹を生じて鷺のごとく天に飛さら
 七 八 六 悪目をする者の糧をくらふことなく、一の珍饈をむさばりねがふこ
 九 どなかれ 七 一の心に思ふおとくの人となりも亦乏かれべなり、彼
 十 なんぢに食へ飲めといふといへど一の心の汝に眞實ならず 八 汝つひに
 十一 一の食へる物を吐出すにいたり且一の出しと懇懃の言もむなしくならん

十九 愚なる者の耳に語ること勿れ、彼なんぢが言の示す明哲を藐めん 十
 二十 一 地界を移すことなかれ、孤子の畑を侵すことなかれ 十一 一 かれが贖者
 二十一 一 強し、必ず汝に對らひて之が訴をのべん 十二 一 汝の心を教に用ゐ、汝の耳
 二十二 一 知識の言に傾けよ 十三 一 子を懲すことを爲ざるなかれ、鞭をもて彼を打と
 二十三 一 も死ることあらし 十四 一 もし鞭をもて彼をうたば一の靈魂を陰府より救ふこ
 二十四 一 とをえん 十五 一 わが子よもし汝のこゝろ智からば我が心もまた歡び 十六 一 もし汝
 二十五 一 の口唇たゞしき事をいひ 我が腎腸も喜ぶべし、十七 一 なんぢ心に罪人をう
 二十六 一 らやむ勿れ、たゞ終日エホバを畏れよ 十八 一 一 必ず應報ありて汝の望の廢
 二十九 一 らざればなり 十九 一 わが子よ、汝ききて智慧をえ、かつ汝の心を道にかたぶ
 三十 一 けよ 二十 一 酒にふけり、肉をたしむものと交ること勿れ 三 一 酒にふける者
 三十一 一 と肉を嗜む者とい貧くなり、睡眠を貪る者の敝れたる衣をきるにいた
 三十二 一 らん 三 一 汝を生る父にさけ、汝の老たる母を輕んずる勿れ 三 一 眞理を買これ
 三十三 一 を售るなかれ、智慧と誠命と知識とまた然あれ 四 一 義き者の父の大による

二 此び、知慧ある子を生る者、これがために樂しまん三五 汝の父母を樂ませ、
 三 汝を生る者を喜ばせよ二六 わが子よ汝の心を我にあたへ、汝の目にわが途
 四 を樂しめ二七 ろれ妓婦の深き坑のおどく、淫婦の狭き井のごとし二八 彼の盜
 五 賊のごどく人を窺ひかつ世の人の中に悖れる者を増なり二九 禍害ある者の
 六 誰ぞ、憂愁ある者の誰ぞ、争端をなす者の誰ぞ、煩慮ある者の誰ぞ、故
 七 なくして傷をうくる者の誰ぞ、赤目ある者の誰ぞ三〇 是すなわち酒に夜を
 八 ふかすもの、往て混和せたる酒を味ふる者なり三一 酒のあかく、盃の中に
 九 泡だち、滑かにくだる、汝これを見るなかれ三二 是の終に蛇のごどく噛み、
 一〇 蝮の如く刺すべし三三 また汝の目の怪しきものを見なんぢの心の謊言をい
 一一 はん三四 汝の海のなかに偃すものごとく帆桅の上に偃すものごとく三五
 一二 汝いはん人われを撃ども我いたまず、我を拷けども我おぼえず、我さめ
 一三 なばまた酒を求めんと

第廿四章 なんぢ悪き人を羨むことなかれ、又これと偕に居んことを願

二 ふなかれ二 ろの心の心に暴虐をはかり、舌の口唇に人を害ふことをいへ
 三 べなり三 家の智慧によりて建られ、明哲によりて堅くせられ四 また室の
 四 知識によりて各種の貴く美しき寶にて充されん五 智慧ある者の強し、知
 五 識ある人の力をます六 汝よき謀計をもて戦闘をなせ、勝利の議者の多き
 六 による七 智慧の高くして愚なる者の及ぶところにあらず、愚なる者の門
 七 けて口を啓くことをえず八 悪をなさんと謀る者を邪曲なる者と稱ふ九 愚
 八 なる者の謀るところの罪なり、嘲笑者の人に憎まる十 汝もし患難の日に
 九 氣を挫かば汝の力の弱し十一 なんぢ死地に曳れゆく者を拯へ、滅亡による
 一〇 めきゆく者をすくはざる勿れ十二 汝われら之を知らずといふとも心をはか
 一一 る者これを曉らざらんや、汝の靈魂をまもる者これを知ざらんや、彼の
 一二 おのくの行爲によりて人に報ゆべし十三 わが子よ蜜を食へ、是の美もの
 一三 なり、また蜂のすの滴瀝を食へ、是のなんぢの口に甘し十四 智慧の汝の靈
 一四 魂におけるも是の如しと知れ、これを得べかならず報いありて汝の望す

十五 されど 悪者よ 義者の家を窺ふことなかれ、
 十六 子の安居所を攻ることなかれ、
 十七 子の義者の七次たふることもまた起く、
 十八 されど 悪者の禍災によりて亡ぶるは 汝の仇たふることもき 樂しむことなかれ、
 十九 彼の亡ぶるときは 汝の喜ぶことなかれ、
 二十 恐らくの エホバ これを見て 惡しとしるの 震怒を 彼より 離れ
 二十一 去めたまへん、
 二十二 なんぢ 惡者を 怒ることなかれ、
 二十三 邪曲なる者を 羨むなかれ、
 二十四 汝の惡者に 後の善寶なし、
 二十五 邪曲なる者の 燈火の滅されん、
 二十六 わが子よ エホバと 王とを 畏れよ、
 二十七 叛逆者に 交ることなかれ、
 二十八 勿れ 斯るものらの 災禍の速におこる、
 二十九 この兩者の 滅亡いたれか 知えんや、
 三十 是等もまた 智慧ある者の 箴言なり、
 三十一 偏りて 鞫するの 善らず、
 三十二 罪人に 告て 汝の 義しといふものを 衆人これを 誑ひ 諸民これを 惡まん、
 三十三 これを 譴る者の 恩を えん、
 三十四 また 福祉これに きたるべし、
 三十五 は 汝よ 應答を なす者の 口唇に 接吻するなり、
 三十六 外にて 汝の 工を どのへ 田圃にて これを 自己のため になへ、
 三十七 然るのち 汝の家を 建よ、
 三十八 故なく 汝の 隣に 敵して 証することなかれ、
 三十九 汝なんぞ 口唇をもて 欺

二九 くべけんや、
 三十 彼の我に爲し、
 三十一 如く我も亦かれになすべし、
 三十二 われ人の爲し、
 三十三 どのに 循ひて 報いんといふと 勿れ、
 三十四 われ 曾て 情人の 田圃と 智慧なき人の 葡萄園とを すぎて 見しに、
 三十五 荆棘あまねく 生え、
 三十六 薊の 地面を 掩ひるの 石垣ぐづれいたり、
 三十七 我これを みて 心を ぞめ、
 三十八 これを 觀て 教を えて たり、
 三十九 乞はらく 臥し 暫らく 睡り 手を 又きて 又乞はらく 休む、
 四十 さらば 汝の 貧窮の 盜人の ごとく 汝の 缺乏の 兵士の 如く きたるべし、
 四一 此等もまた ソロモンの 箴言なり、
 四二 ユダの 王ヒゼキヤに 属せる 人々 これを 輯めたり、
 四三 二事を 隠すの 神の 榮譽なり、
 四四 事を 窮むるの 王の 榮譽なり、
 四五 天の高さと 地の深さと 王たる者の 心の 測るべからず、
 四六 銀より 渣滓を除け、
 四七 さらば 銀工の 用るべき 器いでん、
 四八 王の前より 惡者を のぞけ、
 四九 然るの 位義によりて 堅く 立ん、
 五十 王の前に 自から 高ぶることなかれ、
 五十一 貴人の 場に 立つことなかれ、
 五十二 なんぢが 目に見る 王の前に 下に されらるるより 上れといはるること 愈れり、
 五十三 汝かるく しく 出て

九 争ふことなかれ、恐らくの終にいたりて汝の鄰に辱しめられん、その時な
 十 んぢ如何になさんとするか、九 なんぢ鄰と争ふことあらば只これと争へ、
 十一 人の密事を洩すなかれ、十 恐らくの聞者なんぢを卑しめん、汝うしられて
 十二 止ざらん、十二 機にかなひて語る言の銀の彫刻物に金の林檎を嵌たるが如し、
 十三 智慧をもて謹むる者の之をさく者の耳におけること、金の耳環と精金
 十四 の飾のごとし、十三 忠信なる使者の之を遣す者におけること、穡収の日に冷
 十五 かなる雪あるがごとし、能うの主の心を喜ばしむ、十四 おくりものすと偽
 十六 りて誇る人の雨なき雲風の如し、十五 怒を緩くすれば君も言を容る、柔か
 十七 なる舌の骨を折く、十六 なんぢ蜜を得るか、惟これを足る程に食へ、恐ら
 十八 くの食ひ過して之を吐出さん、十七 なんぢの足を鄰の家にまげくするな
 十九 くれ、恐らくの彼なんぢを厭ひ悪まん、十八 の鄰に敵して虚偽の証をたつ
 二十 人の斧亦またの利き箭のごとし、十九 艱難に遇ふとき忠實ならぬ者を頼む
 二十 一の惡き齒またの跛たる足を恃むがごとし、二十 心の傷める人の前に歌をう

二 たふの寒き日に衣をぬぐが如く、曹達のうへに酢を注ぐが如し、二 なん
 三 ぢの仇もし飢なべ之に糧をくらせせ、もし渴かべ之に水を飲ませよ、三 な
 四 んぢ斯するの火をこれが首に積むなり、エホバなんぢに報いたまふべし、
 五 北風の雨をおこし、かげごとをいふ舌の人の顔をいからす、四 争ふ婦
 六 と偕に室に居らんより屋蓋の隅にをるの宜し、五 遠き國よりきたる好き
 七 消息の渴きたる人における冷かなる水のごとし、六 義者の悪者の前に服
 八 するの井の濁れるがごとく泉の汚れたるがごとし、七 蜜をおほく食ふの
 九 善らず、人おのれの榮譽をもとむるの榮譽にあらず、八 おのれの心を制
 十 へざる人の石垣なき壞れたる城のごとし
 十一 榮譽の愚なる者に適ざるの夏の時に雪ふり、穡収の時に雨
 十二 ふるがごとし、二 故なき詛の雀の翔り燕の飛ぶが如くにきたるものにあ
 十三 らず、馬の爲にの策あり、驢馬の爲にの銜あり、愚なる者の背のため
 十四 に杖あり、四 愚なる者の痴にまがひて答ふること勿れ、恐らくのおの

五 れも是と同じからん、五 愚なる者の痴にまがひて之に答へよ恐らくの
 六 彼おのれの目に自らを智者と見ん、六 愚なる者に托して事を言おくる者
 七 のおのれの足をきり身に害をうく、七 跛者の足の用なし、愚なる者の口
 八 の箴もかくのごとし、八 榮譽を愚なる者に與るの石を投石索に繋ぐが如
 九 し、九 愚なる者の口にたもつ箴言の酔るものゝ刺ある杖を手にて擧るが
 十 ごとし、十 愚なる者を備ひ、流浪者を備ふ者のすべての人を傷くる射者
 十一 の如し、十一 狗のかへり來りてうの吐たる物を食ふがごとく愚なる者の重ね
 十二 てうの痴なる事をおこなふ、十二 汝おのれの目に自らを智慧ある者とする火
 十三 を見るか、彼よりも却て愚なる人に望あり、十三 情者の途に獅あり、衢に
 十四 獅ありといふ、十四 戸の蝶鉸によりて轉るごとく情者のうの牀に輾轉す、
 十五 情者のうの手を盤おいるとも之をうの口に擧ることを厭ふ、十六 情者の
 十七 おのれの目に自らを、善く答ふる七人の者よりも智慧ありとなす、十七 路
 をよがり自己に關りなき争擾にたづさはる者の狗の耳をどらふる者のご

十九 とし、十九 既あうの鄰を欺くことをなして我いたゞ戯れしのみといふ者の
 二十 火箭またの鎗またの死を擲つ狂人のごとし、二十 薪なければ火のさえ、人
 二十一 の是非をいふ者なければ争端のやむ、二十一 煨火の炭をつぎ火に薪をくぶる
 二十二 がごとく争論を好む人の争論を起す、二十二 人の是非をいふものゝ言いたは
 二十三 ぶれのごとしと雖もかへつて腹の奥に入る、二十三 温かき口唇をもちて悪さ
 二十四 心あるの銀の滓をさせたる瓦片のごとし、二十四 恨むる者の口唇をもて自ら
 二十五 飾れども心の衷にの虚偽をいだく、二十五 彼らの聲を和らかにするとも之を
 二十六 信するなかれ、うの心に七の憎むべき者あればなり、二十六 たゞひ虚偽をも
 二十七 てうの恨をかくすともうの惡の會集の中に顯はる、二十七 坑を堀るものゝ自
 二十八 ら之に陥らん、石を轉しあぐる者の上へのうの石まるびかへらん、二十八 虚
 二十九 偽の舌はおのれの害す者を憎み、諂ふ口の滅亡をきたらす

第二十七節 言なんぢ明日のことを誇るなかれ、その一日の生ずるところの
 如何なるを知らざればなり、二十九 汝おのれの口をもて自から讚ることなく、

一 人をして己を讚めしめよ、自己の口唇をもてせず、他人をして己をほめ
 二 しめよ、三 石の重く、沙の軽からず、然と愚なる者の怒のこの二よりも
 三 重し、四 忿怒の猛く、憤恨の烈し、されど嫉妬の前に誰か立ことをえん、
 五 明白に譴むるの秘に愛するに愈る、六 愛する者の傷つくるの眞實よりし、
 七 敵の接吻するの偽詐よりするなり、七 飽るもの蜂の蜜をも躑つく、さ
 八 れど飢たる者に苦き物さへもすべて甘し、八 人の家を離れてさまよふ
 九 人の巣を離れてさまよふ鳥のごとし、九 膏と香と人の心をよるこ
 十 ばすなり、心よりして勸言を與ふる友の美しきもまた斯のごとし、十 なん
 十一 ぢの友と汝の父の友とを棄るなかれ、なんぢ患難にあふ日に兄弟の家に
 十二 いることななかれ、親しき鄰の疏き兄弟に愈れり、十二 わが子よ智慧を得て
 十三 わが心を悦ませよ、然ば我をうしる者に我をたふることを得ん、十三 賢者
 十四 の禍害を見てみづから避け、拙者のすすみて罰をうく、十三 人の保証をな
 十五 す者よりの先うの衣をとれ、他人の保証をなす者をも固くこらへよ、十四

十五 晨はやく起て大聲にうの鄰を祝すれば却て呪詛と見なされん、十五 相争ふ
 十六 婦の雨ふる日に絶ずある雨漏のごとし、十六 これを制ふるもの風をおさふ
 十七 るがごとく、右の手に膏をつかむがごとし、十七 鐵の鐵をどぐ、斯の如く
 十八 うの友の面を研なり、十八 無花果の樹をまもる者うの果をくらふ、主を貴
 十九 ぶもの譽を得、十九 水に照せば面と面と相背るがごとく人の心の心
 二十 に似たり、二十 陰府と沈淪との飽ことなく、人の目もまた飽くことなし、
 二十一 三 坵塙によりて銀をためし、鑪によりて金をためし、うの讚らるる所に
 二十二 よりて人をためす、三 なんぢ愚なる者を白にいれ杵をもて麥と偕にこれ
 二十三 を搗どもうの愚の去らざるなり、〇 三 なんぢの羊の状況をよく知り、な
 二十四 んぢの群に心を留めよ、二十四 富の永く保つものにあらずいかで位の世々に
 二十五 たもたん、二十五 艸枯れ苗いで山の蔬菜あつめらる、二十六 羔羊のなんぢの衣服
 二十六 を出し牡羊の田圃を買ふ價となり、二十七 牝羊の乳のおほくして汝となんぢ
 二十七 の家人の糧となり、汝の女をやしなふにたる

一 **箴言第廿八章** 悪者の逐ふ者なければも逃げ義者の獅子のごとくに勇まし、
 二 國の罪によりて侯伯多くなり、智くして知識ある人によりて國の長く
 保つ、三 弱者を虐ぐる貧人の糧をのこさふる暴走き雨のごとし、四 律法
 を棄るもの悪者をほめ、律法を守る者のこれに敵す、五 悪人の義さと
 を覺らず、エホバを求る者は凡の事をささる、六 義しくあゆむ貧者の曲
 れる路をあゆむ富者に愈る、七 律法を守る者の智子なり、放蕩なる者に
 交るもの父を辱かしむ、八 利息と高利とをもてろの財産を増すもの
 貧人をめぐむ者のために之をたくとふるあり、九 耳をうむけて律法を聞
 ざる者のろの祈すらも憎まる、十 義者を悪き道に惑はす者のみづから自
 己の阱に陥らん、されど質直なる者の福祉をつぐべし、十一 富者のおのれ
 の目に自らを智慧ある者となす、されど聰明ある貧者の彼をはかり知る、
 十二 義者の喜ぶときの大なる榮あり、悪者の起るときは民身を匿す、十三 ろ
 の罪を隠すもの榮ゆることなし、されど認めらひして之を離るる者の憐

十四 憫をうけん、十四 恒に畏るる人の幸福なり、ろの心を剛愎にする者の災禍
 に陥るべし、十五 貧しき民を治むるあしき侯伯の吼る獅子あるひに飢たる
 熊のごとし、十六 智からざる君のおほく暴虐をおこなふ、不義の利を悪む
 者の遐齡をうべし、十七 人を殺してろの血を心に負ふ者の墓に奔るなり、
 十八 人これを阻むること勿れ、十八 義く行む者の救をえ、曲れる路に行む者の
 直に跌れん、十九 おのれの田地を耕す者の糧にあき、放蕩なる者に従ふも
 の貧乏に飽く、二十 忠信なる人のおほくの幸福をえ、速かに富を得んと
 する者の罪を免れず、二一 人を偏視るひよからず、人のたゞ一片のパンの
 ために愆を犯すあり、二二 悪目をもつ者の財をえんとて急がはしく、却て
 貧窮のおのれに来るを知らず、二三 人を誹むる者の舌をもて諂ふ者よりも
 大なる感謝をうく、二四 父母の物を竊みて罪ならずといふ者の滅す者の友
 なり、二五 心に貪る者の争端を起しエホバに倚頼むもの豊饒にあるべし、
 二六 おのれの心を恃む者の愚あり、智慧をもて行む者の救をえん、二七 貧者

二八 に罰するもの乏しからず、その目を掩ふ者の詛を受ること多し、二八 悪者の起るとき人匿れ、その滅るとき義者すす

一 **第二十九言** 責られてもおは強項なる者の救はることなくして

二 猝然に滅されん、二 義者ませば民よろこび、悪きもの權を掌らば民かな

三 しむ、三 智慧を愛する人の父を悦ばせ妓婦に交る者のそのの財産を費

四 す、四 王の公義をもて國を堅うす、されど租税を征取る者のこれを滅ば

五 す、五 王の隣に諂らふ者のかれの脚の前に羅を張る、六 悪き人の罪の中

六 への罟あり、然と義者の歡び樂しむ、七 義きもの貧きもの訟をかへ

七 りみる、然と悪人の之を知ること願はず、八 嘲笑人の城邑を擾し、智

八 慧ある者の怒をえづむ、九 智慧ある人おるかある人と争へば或の怒り或

九 の笑ひて休むことなし、十 血をながす人の直き人を惡む、されど義き者

十 のその生命を救はんことを求む、十一 愚なる者のそのの怒をことごとく露は

十一 し、智慧ある者の之を心に藏む、十二 君王もし虚偽の言を聽ばるの臣みな

十三 惡し、十三 貧者と苛酷者と偕に世にをる、エホバの彼等の目に光をあたへ

十四 たまふ、十四 眞實をもて弱者を審判する王のそのの位つねに堅く立つべし、

十五 鞭と譴責との智慧をあたふ、任意になしおかれたる子のそのの母を辱し

十六 む、十六 惡きもの多ければ罪も亦おほし、義者の彼等の傾覆をみん〇十七 な

十七 んぢの子を懲せ、さらば彼なんぢを安からしめ、又なんぢの心に喜樂を

十八 與へん、十八 默示なければ民の放肆にす、律法を守るもの福ひなり、十九

十九 僕の言をもて譴むるとも改めず、彼の知とも従はざればなり、二十 なんぢ

二十 言を謹まざる人を見しや、彼よりの却て愚なる者に望あり、二一 僕をその

二一 幼き時より柔かに育てなば終にその子の如くならしめん、二三 怒る人の争

二二 端を起し、憤はる人の罪おほし、二三 人の傲慢のおのれを卑くし、心に謙

二四 だる者の榮譽を得、二四 盗人に黨する者のおのれの靈魂を惡むなり、彼の

二五 誓を聽けども説述す、二五 人を畏るれば罟におちいる、エホバをたのむ者

二六 の護られん、二六 君の慈悲を求る者のおほし、然れど人の事を定むるにエ

二七 ホバによる、二七 不義をなす人の義者の惡むところ、義くあゆむ人の惡者の惡むところなり

一 第三十章 ヤケの子アグルの語なる箴言、かれイテエルにむかひて之をい

二 へり、即ちイテエルとウカルどにいへる所のものなり、二 我の人よりも

三 愚なり、我に人の聰明あらず 三 我いまだ智慧をならひ得ず、またいま

四 だ至聖ものを曉ることをえず 四 天に昇りまた降りし者の誰か風を手の掌

五 中に聚めし者の誰か水を衣につくみし者の誰か、地のすべての限界を定

六 めし者の誰か、ろの名の何ぞ、ろの子の名の何ぞ、汝これを知るや 〇 五

七 神の言のみな潔よし、神は彼を頼むもの盾なり、六 汝の言に加ふる

八 こと勿れ、恐くは彼なんぢをせめ、又なんぢを語る者となしたまはん 〇

九 七 われ二の事をあんぢに求めたり、我が死ざる先にこれをたまへ 八 即ち

十 虚假と謊言とを我より離れしめ、我をえて貧からえめずまた富しめず惟

十一 なくてならぬ糧をあたへ給へ 九 ろの我あきて神を知すといひエホバの誰

十 なりやといはんことを恐れ、また貧くして竊盜をなし我が神の名を汚さ

十一 んことを恐るればなり 〇 十 なんぢ僕をろの主に讒ることなかれ、恐くは

十二 彼なんぢを誣ひてなんぢ罪せられん 〇 十一 ろの父を誣ひろの母を祝せざる

十三 世類あり 十二 おのれの目に自からを潔者となして尙ろの汚穢を滌はれざる

十四 世類あり 十三 また一の世類あり、嗚呼ろの眼いかに高きや、ろの眼の

十五 昂れり 十四 ろの齒の劍のごとく、ろの牙の刃のごとき世類あり、彼等の貧

十六 き者を地より呑み、窮乏者を人の中より食ふ、〇 十五 蛭に二人の女あり、

十七 與へよくと呼はる、飽ことを知ざるもの三あり、舌な四あり皆たれり

十八 といはず 十六 即ち陰府姪まざる胎、水に満されざる地、足りといはざる火

十九 これなり、〇 十七 おのれの父を嘲り母に従ふことをいやしとする眼の谷の

二十 鴉これを抜いだし、鷲の雛これを食はん 〇 十八 わが奇とするもの三あり、

二十一 舌な四あり共にわが識ざる者なり 十九 即ち空にとふ鷲の路、磐の上にはふ

二十二 蛇の路、海にはしる舟の路、男の女にあふの路これなり 二十 淫婦の途も亦

二 之かり、彼の食ひてろの口を拭ひ、われ悪きことを爲ざりきといふ○三
 地ちの三みつの者ものによりて震ふ、否いなな四よつの者ものによりて耐ることあたはざるあり
 三 即ち僕たるもの王わうとなるに因り、愚なるもの糧かてに飽るにより、三 厭忌いみきら
 二 四 是れたる婦をんなの嫁よめぐにより、婢女はしための主母おもひに續つづに因りてなり○二 四 地に四よつ
 二 五 物あり、微小ちひさしといへども最智いさかしくし三 五 蟻あひの力ちからなき者なれどもろの糧かてを夏なつの
 二 六 ちに備ふ二 六 山鼠やまねずみの強つよからざれどもろの室いへを磐いにつくる二 七 蝗いなごの王わうなけれど
 二 八 もみな隊くみを立ていづ二 八 守宮やもりの手てをもてつかまり王わうの宮いへにをる○二 九 善よくあゆ
 三 十 むもの三みつあり、否いなな四よつあり皆みなよく歩あひく三 十 獸けものの中なかにて最いも強つよくもろく
 三 一 もの前まへより退あひかざる獅子しし三 一 肚はら帯おびせし戰馬いくけんば、牡野羊をやぎ、および當あたること能あた
 三 二 はざる王わうこれなり○三 二 汝なんぢもし愚おろかにして自みづから高たかふり或あるい悪あしきことを計はから
 三 三 べ汝なんぢの手てを口くちに當あつべし三 三 うれ乳ちちを榨あむれべ乾酪かんらくいで、鼻はなを榨あむれべ血ちいで、
 怒いかりを激むかふれべ争端あらたひおこる

第二十章 二 一 二 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

三 子がよ何を言んか、わが胎の子よ何をいはんか我が願ひて得たる子よ何
 四 をいはんか、三 ちんぢの力を女をんなにつひやすなかれ、王わうを滅ほろすものに汝なんぢの
 五 途みちをまかす勿なれ、四 二 二 エルよ酒さけを飲のむひ王わうの爲なべき事ことに非あらず、王わうの爲な
 六 べき事ことにあらず、醇膠こまかひを求もとむ牧伯まきひの爲なすべき事ことにあらず、五 恐おそらくい
 七 酒さけを飲のむひ律法りつぽうをわすれ、且かつすべて惱なやまざる者ものの審判させんを枉まげん六 醇膠こまかひを
 八 亡ほろびんとする者ものにあたへ、酒さけを心こころの傷いためる者ものにあたへよ七 かれ飲のむてろの
 九 貧窮まづしむとわすれ、復またうの苦楚なやみを憶おもはざるべし八 ちんぢ瘡者あふしのため又またすべて
 十 孤者みなしたの訟うたへのため口くちをひらけ九 ちんぢ口くちをひらきて義たよしき審判させんをなし、
 十一 貧者まづしむと窮乏者きゆうぱくの訟うたへを糺たせ○十 誰たれか賢かしこき女をんなを見出み出すことを得えん、ろの價あたひの
 十二 眞珠まんにじゆよりも貴たふとし、十一 ろの夫をとこの心こころのかれを恃たのみ、ろの産業さんげふの乏とほしくなら
 十三 じ十二 かれが存命なからふる間あひだの夫をとこに善事よきことをなして悪あしき事をなさず十三 彼かれの羊ひつじ
 十四 の毛けと麻あさを求め、喜よろこびて手てから探はたき十四 商賈あきうの舟ふねのごとく遠とほき國くによりろ
 十五 の糧かてを運はこび十五 夜よのあけぬ先に起おきてろの家人いへものに糧かてをあたへ、ろの婢女はしために日ひ

十六 用の分をあたふ^{十六} 田畝をはかりて之を買ひ^{十七} 手の操作をもて^{十八} 葡萄園を
 植ゑ^{十九} 力をもて腰に帯し、^{二十} 手の手を強くす^{二十一} 彼の^{二十二} 手の利潤の益あるを知
 十九 彼の^{二十} 燈火の終夜さえず^{二十一} かれ手を紡線車にのべ、^{二十二} 手の指に紡錘をとり
 二十 手を貧者にのべ、^{二十一} 手を困苦者に舒ぶ^{二十二} 彼の^{二十三} 家人の爲に雪をおろれず、
 二十一 蓋りの家人みな^{二十二} 蕃紅の衣をされ^{二十三} なり^{二十四} 彼の^{二十五} 手のおのれの爲に美き^{二十六} 褥子を
 二十二 つくり、^{二十三} 細布と紫とをもて^{二十四} 手の衣とせり^{二十五} 手の^{二十六} 夫の^{二十七} 地の長老ととも
 二十三 に邑の門に坐するによりて^{二十四} 人に知る^{二十五} なる^{二十六} 彼の^{二十七} 細布の衣を製てこれを
 二十四 うり、^{二十五} 帯をつくりて^{二十六} 商賈にあたふ^{二十七} 彼の^{二十八} 筋力と尊貴とを衣とし且のちの
 二十五 日を笑ふ^{二十六} 彼の^{二十七} 口を啓きて^{二十八} 智慧をのぶ、^{二十九} 仁愛の教誨^{三十} 手の舌にあり^{三十一} かれ
 二十六 手の家の事を^{二十七} 鑿み怠惰の糧を食はず^{二十八} 手の衆子の起て^{二十九} 彼を祝す、^{三十} 手の
 二十七 夫も彼を讚ていふ^{二十八} 賢く事をなす^{二十九} 女子の多けれども^{三十} 汝のすべての女子に
 二十八 愈れり^{二十九} 艶麗のいつはりなり、^{三十} 美色の呼吸のどとし、^{三十一} 惟エホバを畏る
 二十九 女の譽られん^{三十} 手の手の操作の果をこれにあたへ、^{三十一} 手の行爲によりてこ

れを邑の門にはめよ

箴言終

舊約全書

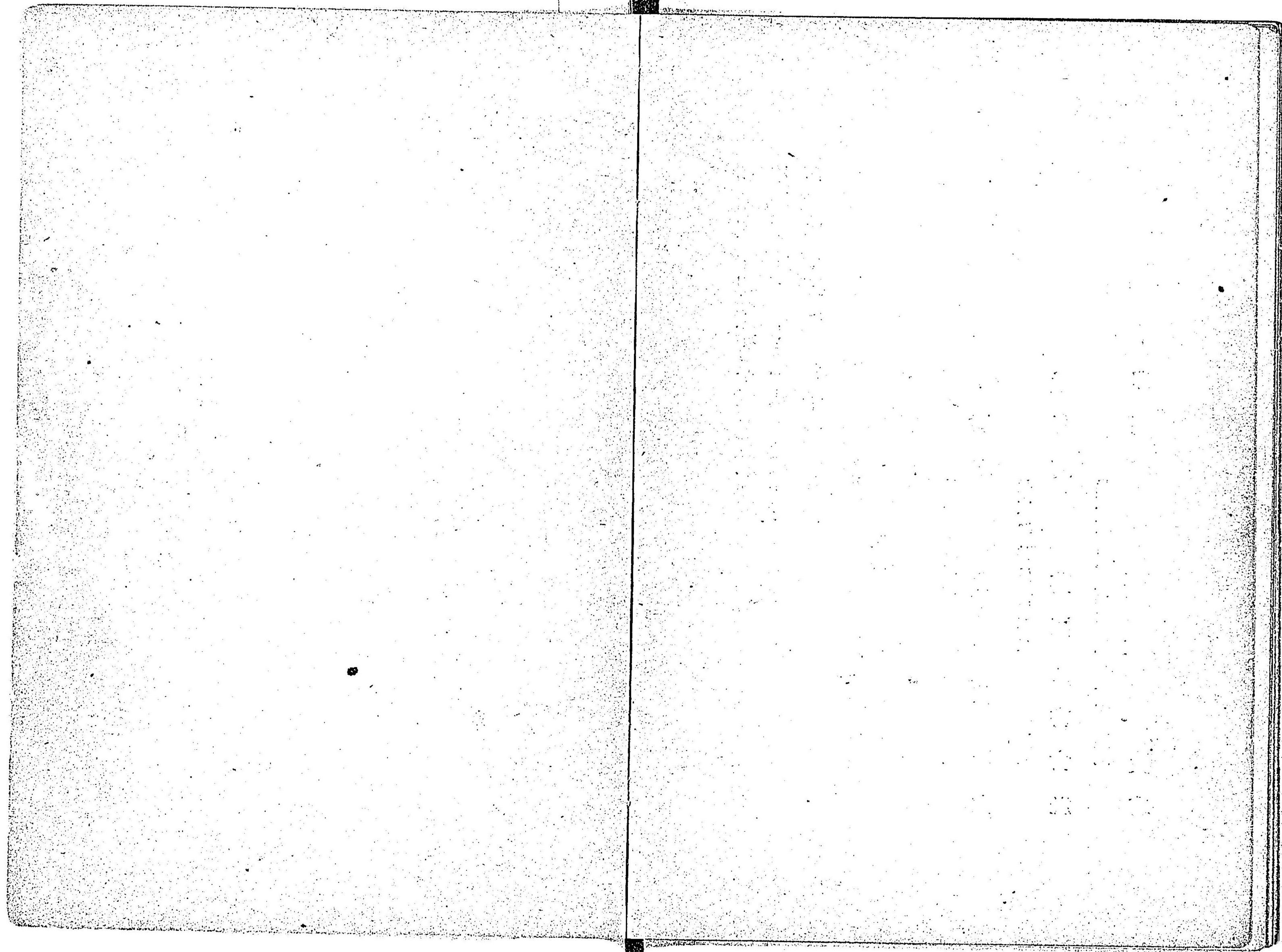
明治三十四年六月十五月初版印刷
明治三十四年六月十八日初版發行
明治四十五年三月十一版發行

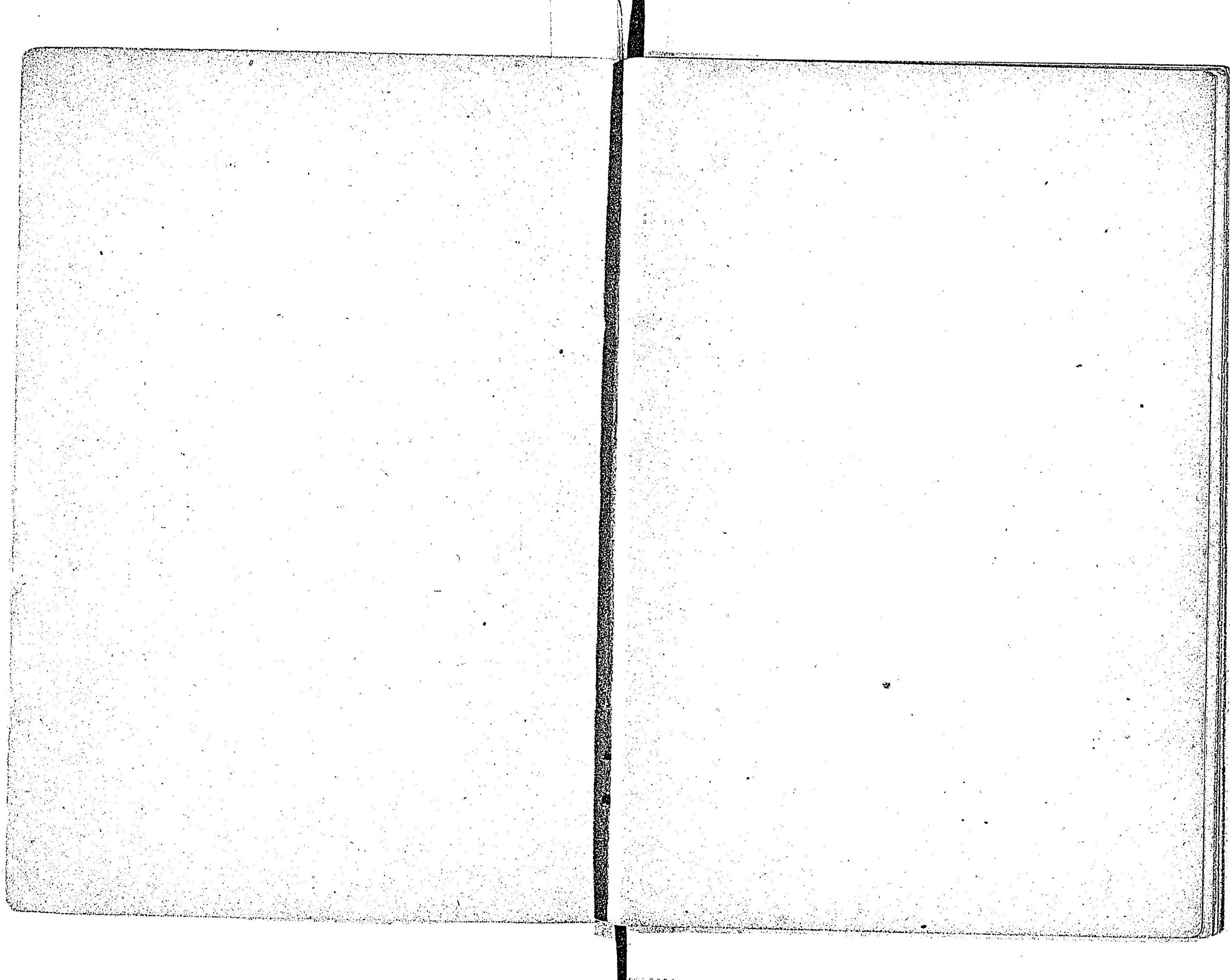
發行者 兵庫縣神戸市江戶町九十五番屋敷 英國人 エフ、パロツト

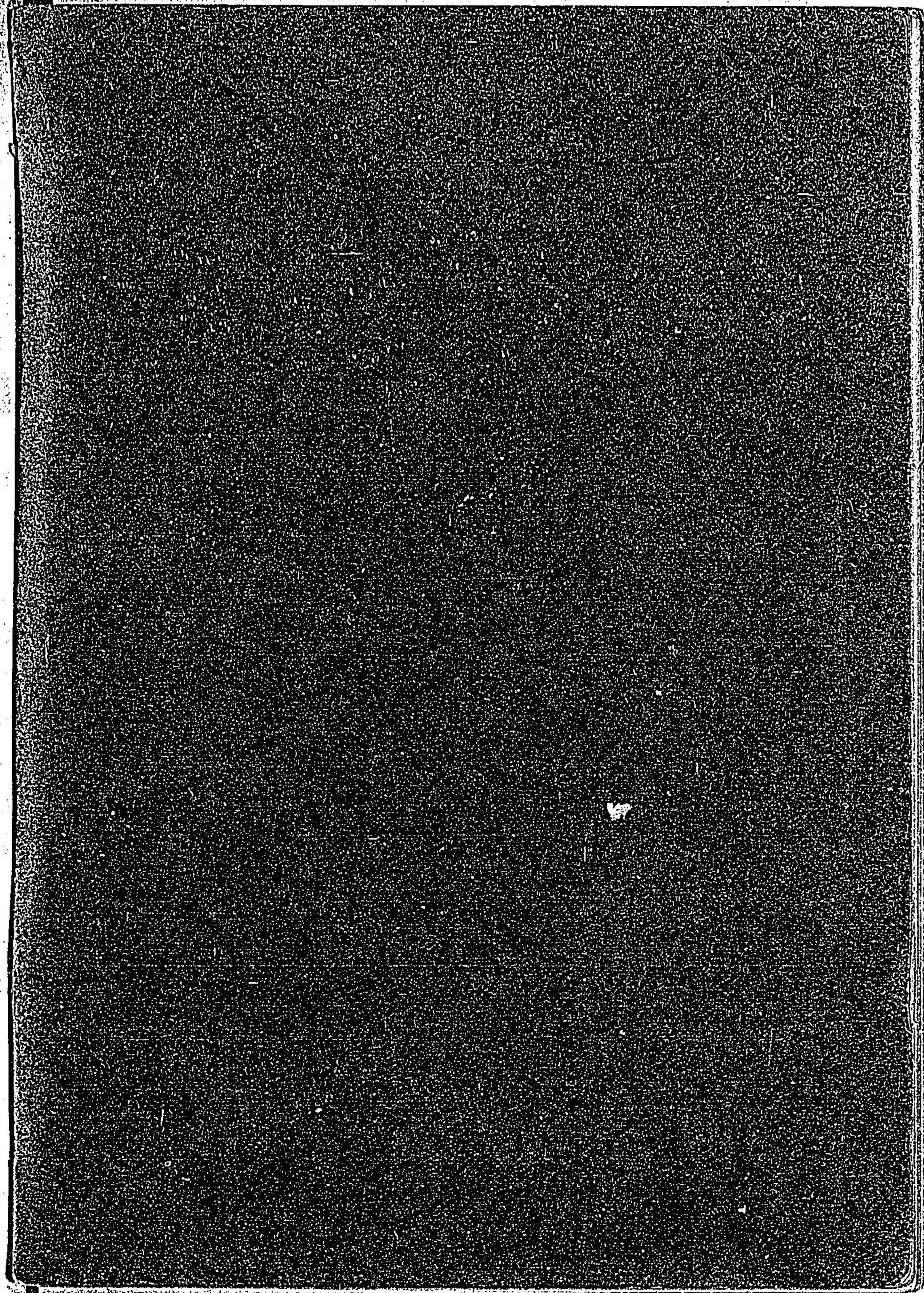
印刷者 兵庫縣神戸市吾妻通三丁目十七番屋敷 菅間 徳次郎

發行所 兵庫縣神戸市江戶町九十五番屋敷 英國聖書會社

印刷所 兵庫縣神戸市吾妻通三丁目十七番屋敷 福音印刷合資會社 神戸支店







特71

478

300960-000-2

特71-478

箴言 (舊約聖書)

英国聖書会社

M45.3

ABI-0001

